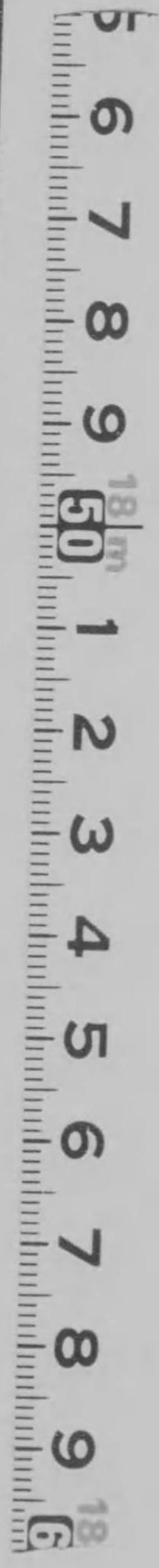


360

51



始



137

360
51

士福士悟郎校閱

正八位姫田隼多編纂

名古屋の屎尿市營

360-51



名古屋の屎尿市営

大正
4. 3. 25
内交

緒言

名古屋市に於て屎尿市營の唱導せらるゝや既に年あり。然れども此れが實際に劃策されたるは實に明治四十五年の事に屬す。爾來市當局の交迭、議員の改選、反對論の勃發、其他諸種の障害に遭遇せるも初志を挫折せしむる事なく當初の目的に向つて着々進捗し、既に最近加工場の建設を見るに臻れり。屎尿市營は由來電鐵乃至瓦斯市營の如く、利益を豫想しての事業の如く思惟さるも、是れ大なる誤謬にして、屎尿加工は都市保健上片時も勿諾に附す可からざるものにして、其目的

たるや、衛生は主なり、収益は従のみ。顧ふに全國の都市其發展に伴ひ衛生上及財政上の見地より、早晚屎尿市營を必要とするの時機に到達するは論を俟たず。我が名古屋市に於ける屎尿市營の經過は必しも成功として誇るに足らずと謂へども、本書が該事業を起企せんことを都市當局に對し、好個の參考資料たるを得ば編者の幸之れより大なるは無けん。

大正四年二月紀元佳節の日

編 者 識



興農株式會社
社長 堀尾茂助氏



愛知肥料購買合資會社
名譽顧問 石川久兵衛氏

町井正路氏



福田國三郎氏

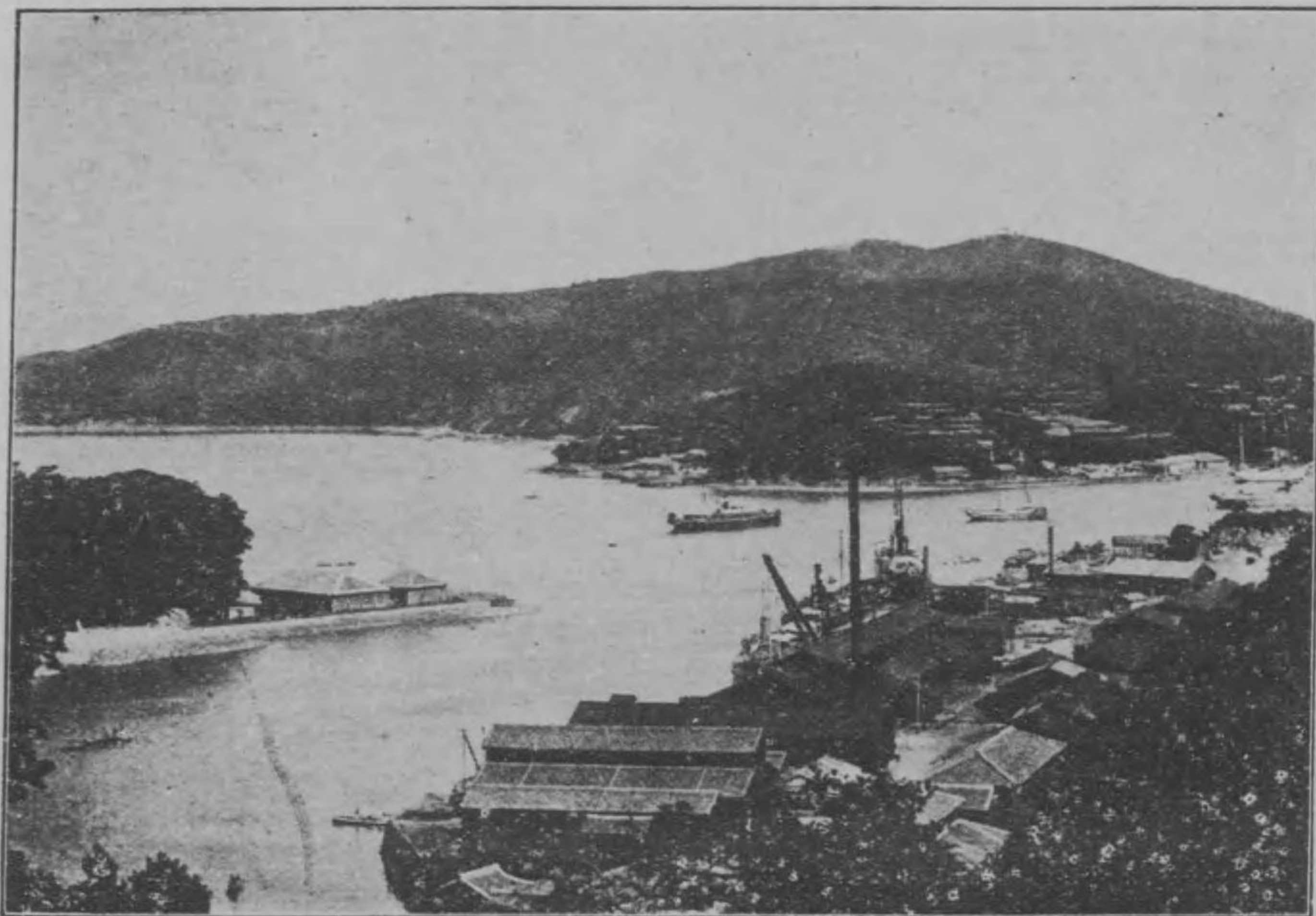


横山淺雄氏

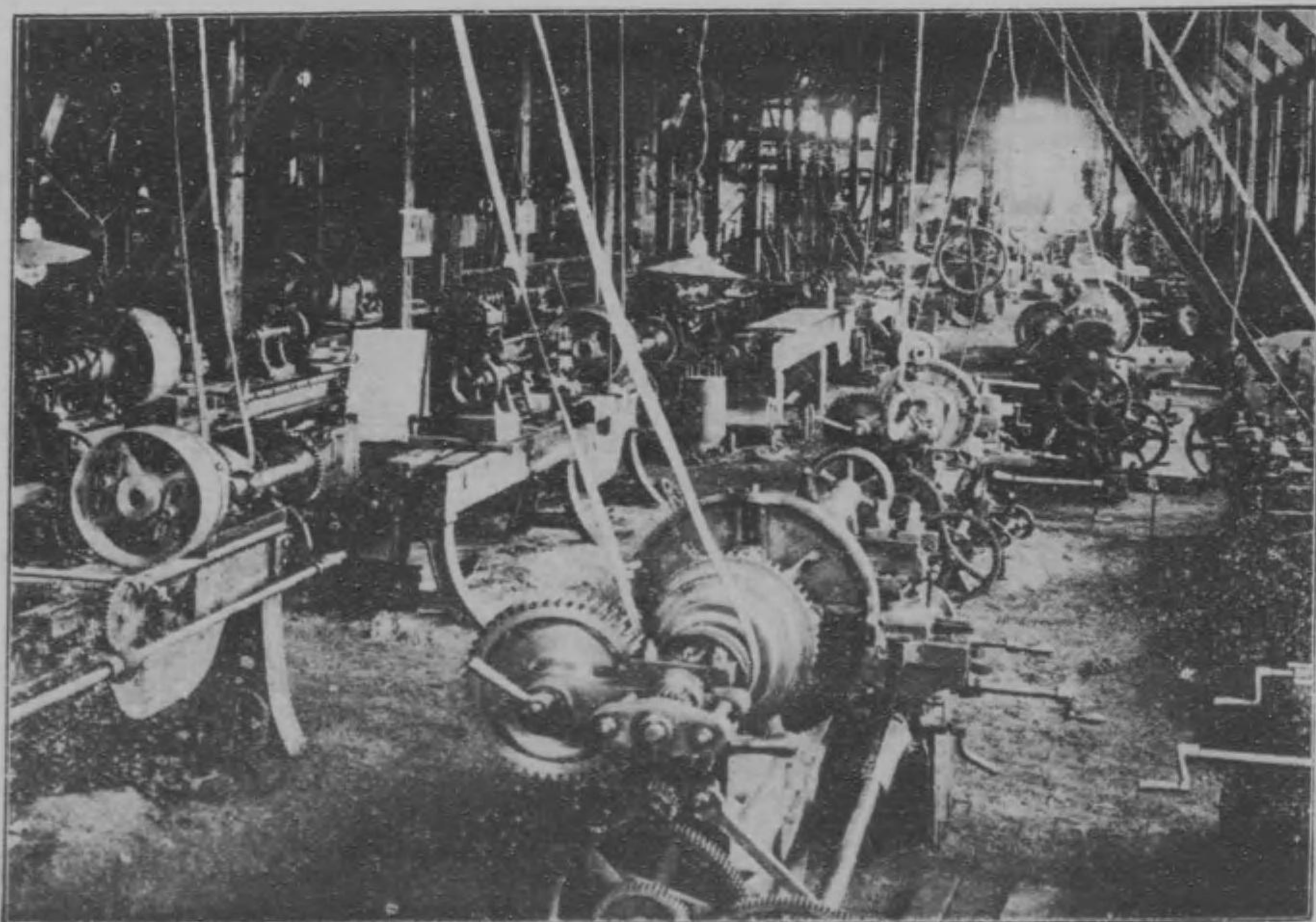


渥美範次郎氏





部船造羽鳥塲工鐵央中



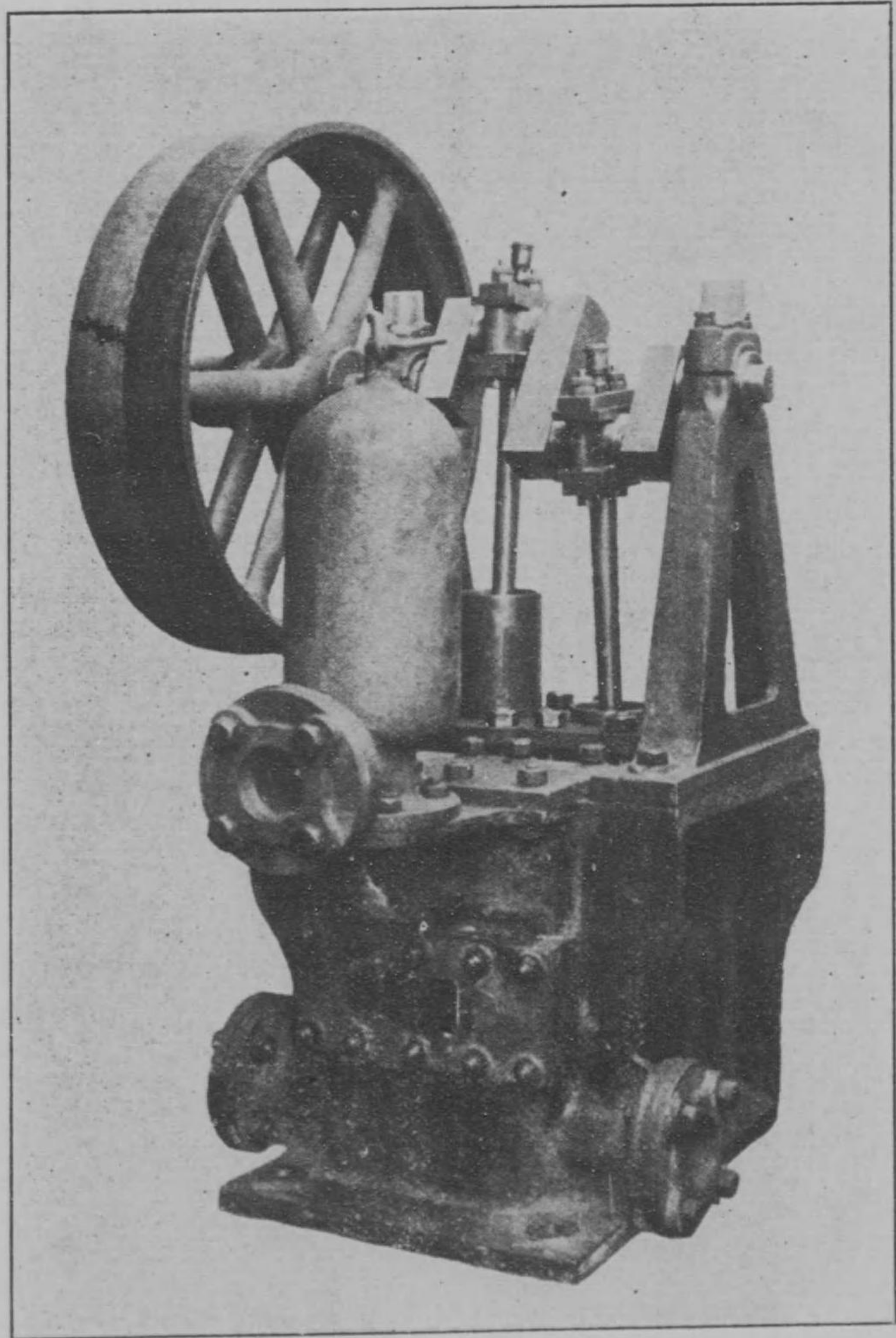
塲工市日四塲工鐵央中



市管尿管加工場用諸機械

名古屋市探用

第 二 七 〇 七 號 實 用 新 案 町 井 式 唧 筒



東 京 市 本 所 逸 見 鐵 工 所 製 作

目次

第一	尿尿市營沿革……………	一
第二	尿尿の處分は市營とすべきか……………	五
第三	市は何故に尿尿市營とするか……………	一一
第四	尿尿市營の市民及農家に及ぼす影響……………	一五
第五	西崎博士の防臭報告……………	二〇
第六	防臭に關する縣市の命令……………	二二
第七	硫安工場撤廢意見……………	二七
第八	池口博士の防臭報告……………	三〇
第九	尿尿市營を撤廢すべきか……………	三六

第十 石川議員の尿尿市營所感……………四三

第十一 尿尿加工場は必要なるか……………四七

第十二 尿尿よりの硫安製造は有望なるか……………五九

第十三 尿尿は生のまゝ施すに限るか……………六三

第十四 尿尿加工場設置案……………六六

第十五 加工場位置選定の困難……………六九

第十六 尿尿加工場の設備及其收支……………七二

第十七 硫酸アンモニヤの製造化學……………七四

第十八 汚物加工場の製造法及び防臭装置……………七九

第十九 契約書……………八一

第二十 尿尿より硫安を製造する會社……………八五

第廿一 各都市の尿尿一日の排泄量……………八七

第廿二 特許及實用新案……………八九

附 錄

第一 市會議長の内務大臣への意見書……………一〇一

第二 市長の内務大臣への上申書……………一〇二

第三 市長より内務大臣への上申書(再)……………一〇五

第四 内務省令の改正……………一〇七

第五 市長の尿尿市營に關する知事への上申……………一〇八

第六 尿尿市營の經費……………一一三

第七 尿尿市營の縣令……………一一七

第八 興農株式會社目論見書契約書及定款……………一二二

第九 愛知硫安肥料株式會社目論見書契約書及定款……………一四二

第十 愛知肥料購買合資會社の契約書及定款……………一六九

第十一 汚物加工場設置許可指令……………一八八

第十二 屎尿加工場の設置費……………一八九

第十三 屎尿加工の收支計算……………二〇二

第十四 縣令汚物掃除法施行細則……………二一〇

第十五 町井氏ノ屎尿加工研究……………二二七

名古屋の屎尿市營

從六位 農學士 福士 悟郎 校閱
 正八位 姫田 隼多 編纂

第一 屎尿市營沿革

明治三十九年三月二十九日市會議長上遠野富之助より内務省令第五條汚物掃除
 法施行規則第二十二條改正の意見書を内務大臣原敬に提出す

明治四十一年十一月十一日市長加藤重三郎より右規則改正を内務大臣男爵平田
 東助に上申す

明治四十二年四月十九日市長より右規則改正を内務大臣法學博士男爵平田東助



に再ひ上申す

二

明治四十三年四月四日右規則の改正公布あり

全年八月八日市長は愛知縣知事深野一三に屎尿市營處分の件を具申す

全四十四年一月十七日右に關し再應上申す

全年二月二十三日屎尿市營縣令發布に關し市長は知事に具申す

全年十月二十一日市長阪本鈺之助は屎尿市營の市民及び農民に及ぼす影響を東園警察部長に回答す

全年十一月二十二日市長は屎尿市營の縣令公布の件を知事に上申す

全年十二月廿八日市長は屎尿處分に伴ひ掃除巡視吏員増員の件を知事に内申す

全四十五年二月七日屎尿市營處分の縣令第二十二號公布す

全年三月二十六日全市の屎尿處分を興農株式會社に受負はしめ市への納付金を

拾貳萬圓とす

大正二年四月十日全市屎尿の三分の一を愛知硫安肥料株式會社に處分せしむる契約を爲し市への納付金を四萬圓とす

全年五月五日愛知縣知事法學博士松井茂は愛知硫安肥料株式會社の瀝鏽機械及工場設置を許可す

全年五月十九日市長は六月以降年額八萬圓の納付方を興農株式會社に通知す

全年六月一日硫安會社は硫酸アンモニア及び硫酸の製造を開始す

全年六月三十日第八高等學校長大島義修は右會社の發散する惡臭瓦斯に付き知事に照會す

全年七月八日惡臭防遏の件を市長は硫安會社に照會す

全年七月二十七日防臭裝置に關し藥學博士西崎弘太郎外一名本市に出張す

三

全年七月三十一日扶桑新聞主催硫安惡臭問題演說會開かる

全年十月六日市長は更に會社に對し防臭に關する件を命令す

大正二年十月一日市會議員加藤秀一は硫安肥料株式會社工場撤廢に關する撤文を配布す

全年十月二十二日藥學博士池口慶三外二名より防臭に關する調査報告あり

大正三年四月二十七日知事は右會社の製造を停止す

全年五月九日知事は右會社の位置移轉を命す

全年八月六日右會社汲取區域の尿尿處分を愛知肥料購買合資會社か受負ふ

全年八月三十一日愛知硫安肥料株式會社は工場移轉せざる爲め尿尿加工許可の効を失す

全年九月一日知事は市の瀝罐瀝機電動機及工場設置を許可す

第二 尿尿の處分は市營すべきか

英吉利の學者ヒーム氏は七十萬以上の人口を有する處は人間の居る處でないこと明言してゐる。即ち社會が繁榮すると人間が衰退を來たすのは古來の原則である。精神上的の衰退は訓育に依りて防ぐ事が出来るが身体上の衰退は完全なる都市の保健策に依つて救済するより外に道は無い。防疫、上下水道、埋葬、浴場、市場屠場の經營、汚物掃除等何れも此策に屬してゐる。就中、尿尿市營の如き一日も勿諾に附す可からざるものである、左に其理由の存する處を項を追て述べよう

(一) 從來農民と市民との隨意契約で尿尿汲取りを農民に爲さしめて居た當時は彼等は適當の時期に來らず尿尿は甕に溢れ夏季の如き蛆の發生を促し惡臭を放ち往々市民を糞攻めにした奇觀がある殊に農家の繁忙な田植や稻刈の時期

には市民が如何に汲取を懇望しても之れに應せず横暴を極むるものが多い。

(二)農民は尿尿汲取りに當りて運搬に都合よき居村に近い市街場末の地方を先きにし又は勞力些くして一時に多量を汲取り得らるゝ大廈高樓の櫛比する大通りを好み所謂汲取場所を撰食ひする弊がある。之れと反對に數十軒汲取つても少量の獲物しかない串柿長屋や肥桶を擔つて出入するに不便な閑所や路次の内の寧ろ人家稠密を個所を嫌ふ傾向のあるのは瞭かである。

(三)農民は肥料成分に富む上流社會の尿尿汲取りを好み常に粗食する下層社會のそれを甚だ厭ふ。食物、境遇及び勞働が尿尿に影響を及ぼす事實は左に示した東京駒場農科大學にて調査した各種職業者尿糞尿分拆表に依り一目瞭然である。

水分 有機物 窒素 磷酸 加里

農民	九五、二九	三、〇三	〇、五五	〇、一二	〇、三〇
市民	九五、三一	三、一八	〇、五九	〇、二三	〇、二九
官吏	九五、五一	三、八八	〇、五七	〇、一五	〇、二四
兵士	九四、四一	四、〇八	〇、八〇	〇、三〇	〇、一二

更に農民は稻作或は野菜栽培の關係より窒素多き尿のみ又は磷酸を多量に含有する尿のみの汲取を承諾して市民の迷惑を顧みないものがある。

(四)從來市民は農民に尿尿を汲取らしめ料金又は農産物等の報酬を受けて居た名古屋市の如き數年前は大人一人に就き一ヶ年糯米平均六升(圓に五升替とすれば一圓二十錢)の報償を受けてゐた。然るに尿尿多量に停滯した時等は反つて市民が多少の手數料を拂つて之が汲取を懇願すると云ふ主客轉倒の奇現象を呈する事もある。加之農煩期や尿尿の必要なき時季等には多少の利益

ある條件を附しても全然汲取りに來らぬ事がある。現に東京では各町總代が各戸より一ヶ月二十五錢の手數料を徴收し農民に尿尿汲取を受負はしめてゐる更に大阪では尿尿一荷(二桶)の汲取手數料二十錢を農民に支拂つてゐる。

(五)農民が合同して故意に尿尿汲取を怠り或は風水害乃至虫害の爲め農作物の減收を來たした場合に報酬の減額又は免除を強請する弊害は過去に於て慍然としてある、我か名古屋市に於ても斯かる事實は頻々としてあつた。明治三十九年、大正二年に於ける市民對農民の苦情は即ち顯著な此實例である。勿論今後とも何時斯かる場合に遭遇するか分らない。

(六)市内に傳染病の突發した場合とか又は猖獗を極めてゐる時には殊に尿尿の汲取りを勵行し病毒の傳播を防がねばならぬに拘らず斯かる場合に農民は直ちに汲取りに従事せぬ事がある。又斯かる消毒を施したる尿尿は石灰、石炭

酸、昇汞等の藥品が混淆せられてゐる爲め農作物に効力なきのみならず寧ろ有害なるものとして汲取りを拒み爲めに衛生防疫上不安と恐慌を來たす場合がある。

(七)尿尿は一般に汚物として顧みる者なく汲取掃除を農民に依頼してゐたが自治体たる市は率先して自ら之れを處分乃至加工し公衆保健の實を擧げ之に伴ひ相當の收入を得て各種事業の財源に當つ可きである。且つ尿尿市營に依り汲取時間の制限容器運搬具汲取人服裝をも一定する事が出来る。

(八)都市各種事業經營に要する財源乏しき爲め市民に課税して之れを補充するよりも全市民即ち男女貴賤老幼貧富乃至家族の多寡に論なく其尿尿汚物を始末して相當の財源を得る事は頗る適切の措置である。グラスゴー市の如きは尿尿は勿論道路上に捨てられた古紙をも蒐集し之れに加工して市收入の補充

を爲してゐる。總て汚物を掃除し廢物を利用するの問題は都市を清潔にし且つ之れに依り財源を得る一舉兩得の策である。

(九) 殊に名古屋市に總豫算八百余萬圓の巨費を要する上下水道布設の如き緊急の事業ある場合に於て均しく市民の保健事業たる尿尿市營に依り相當の財源を得るのは極めて時機に適した方法と言はねばならぬ。

(十) 假りに名古屋市の人口三十萬とし一人一日約六合の尿尿を排泄するとせば一年實に二石余の尿尿を得る事となり其料金を内輪に見積つて一人五十錢とすれば一ヶ年市民の尿尿は實に十五萬圓に達するのである。之れが經營費として三萬圓を控除しても前記零細ある尿尿料を以て直ちに十二萬圓の財源を得る事が出来る。然して一朝市民が覺醒して從來農民より受けたる僅少なる尿尿料を市に提供する事に依り計畫せる事業を着々として進捗せしむる事が

出来る、斯かる負擔は市民として決して耐へ忍ぶ可からざるものでは無いであらう。

第三 市は何故に尿尿市營とするか

明治四十四年三月廿七日を以て尿尿處分に關する東園警察部長よりの交渉により阪本名古屋市長の回答は左の如きものなり

一、弊害の概要を擧ぐれば

(イ) 名古屋市内に於ける尿尿汲取は從來農民に汲取られつゝ、ありしも農繁時即ち梅雨期節より秋期に至る迄の間は例年汲取を怠るの惡弊あり爲めに尿尿は常に停滯して壺外に溢出し其周圍床下等に浸入し殊に降雨の場合は雨水混淆汎濫して飲料水及邸内外を不潔ならしむ

- (ロ) 農夫は肥料分のみを汲取り壺底に存在せる物件即ち竹木の切片、土石、鼯鼠糞等の如きものは毫も取出さずして残留せしめ且つ尿尿壺の周囲は更に掃除せざるのみならず却て汲取の爲め不潔ならしめたる儘立ち去るを常とせり
- (ハ) 現在農夫が使用しつゝある尿尿容器は粗造又は破損腐朽せるもの多きを以て臭氣の發散を防止する能はざるは勿論運搬途中に於て不潔物を漏出せしめ又汲取用柄杓の如きは不潔物の附着せるまゝ交通頻繁の場所を運搬するが故獨り衛生上危害を醸すのみならず風俗上に於ても甚だ不都合なり
- (ニ) 農夫は從來尿尿容器に蔬菜類を納れ之を運搬するの悪弊あり
- (ホ) 傳染病潜伏の虞ある尿尿處分の方法なきため傳染病豫防の目的を達するに不可能なり
- (〜) 當地方は比較的腸寄生虫病患者の多數にして之が原因は尿尿を直接肥料に施

したる野菜類より傳播するものゝ如し

以上は現下に於る弊害の重なる点にして殊に輓近農民は人造肥料使用の輕便なるを覺知するに至るや尿尿代は益々下落に傾くと同時に漸次弊害を助長し來り殆んど底止する處を知らざる有様なり故に本市は第一着に本計畫の處分を實行し次で本市尿尿の全部は硫酸アンモニヤを製造するか又は他の方法に依り尿尿は直接野菜類に使用せしめざるの方法を採んとするものなり

二、汚物は都市衛生の目的を達するため一定の方法に依り市をして處分せしむることを原則とせり(法三 施五)而して尿尿は塵芥汚泥汚水と共に汚物なり(施一)然るに施行法第二十二條は尿尿には當分の内第五條の規定を適用せず掃除義務者に於て處分すべきことは命したるも更に其但書を以て土地の狀況に依り地方長官に於て必要と認たる場合は市をして處分せしむべしと規定せるが故

に此但書に依り地方長官が必要を認め市をして處分せしむべく命令を發したる以上は市は市の区域内に存在する尿尿は其處在の官廳たると私人たるとを問はず悉く處分するを得るは當然の結果なりとす仮に法規に依らず便宜主義を採るとするも官廳等の尿尿は國庫の歳入豫算に編入しあるが故に施行を除外すとせば諸會社又は一私人の尿尿と雖も會社又は私人の或る費用の目的に充當しありと主張せらるゝに當ては強て施行し能はざる結果を見るに至らん況んや衛生上の目的に出で尿尿處分をなすものなれば尿尿の處在により其取扱を異にするの理由なし故に何れの方面より見るも諸官廳等の尿尿は市民の尿尿同様の取扱を爲すを適當なりと思料す

三、總て市民の尿尿は其糞池内に在る間と雖も縣の命令發布後に在ては汚物として處分すべきものなるを以て之が處分權は常に市に在りとす

- 四、尿尿容器及運搬車の改良は一時に新調する能はざる事情あるを以て具申書の通り御取斗相成たし
- 五、掃除は汲取の際行ふを便利と思考するを以て可成的汲取人に兼務せしむること致度
- 六、雇人口當單價は御意見に基き三十五錢を四十錢に四十錢を四十五錢に改め度

第四 尿尿市營の市民及農家に及ぼす影響

明治四十四年十月廿一日阪本市長の東園警察部長に回答せる事項左の如し

記

- 一、貯溜場に蒐集したる尿尿處分法は日々農民に供給するを以て從て貯溜場に

は多量に停滞せしむるが如き場合殆んど無之尤も將來の計畫としては硫酸アンモニヤを製造する見込にて調査中に有之候

一、病毒潜伏の虞ある尿尿を消毒後處分すべき方法は消毒後一週間以上を經過し危険の虞なき程度に達せしめたる上前項同様の處分を爲す見込に有之候

一、具申書中尿尿汲取範圍より除外したるは部分即ち稻永新田、千年、熱田新田東組、熱田前新田の各字は便宜貴廳に於て其汲取區劃へ御記入相成度候

一、尿尿溜等構造設備左の如し
敷地總面積約一千五百坪事務室使丁室人夫詰所馬車置場物置使所厩舎及尿尿洗落水溜柵等を各一ヶ所毎に設く

尿尿溜は大き巾二間二分五厘長さ六間半深さ四尺五寸とし約十二個を設置し其間隔は四間内外とし一個内部を六個に區劃し側及間仕切は煉瓦半枚積とし

底部は厚さ三寸以上粘土石灰交りにて搗き固めの上叩き厚さ三寸以上施し尿尿溜内部はセメント塗立て汲出口は押上げ戸とし一區域に一ヶ所づゝ設け取外し得る様の構造となし雨覆屋根形凡て木製とし妻及雨側とも密閉し臭氣の發散を防ぐ尤も敷地周圍は高さ九尺の板塀にして巾二間の通用門を設く敷地は人家なき田畑等の風下を選定す

尿尿溜以外の建物は平家にして外部周圍眞壁下見板張屋根瓦葺とす

一、尿尿處分に依り生ずる収入は主として衛生事業に支出するの見込に有之候
一、尿尿市營處分のため附近農家に及ぼすべき影響は從來は農民に於て市内各戸より直接取引せしを以て紛紜を醸したることありしも市營後は營利を目的とせず一定の價格を以て平等に廣く各農民に分配するを以て農民に於ては寧ろ市營處分の速かならんことを希望しつつある狀況に有之候

一、從來屎尿は家主の収入と相成居候も尤も屎尿代は従前に於ては相當の價格を以て汲取りたるも輒近人造肥料使用の有利なるを認むるに至り漸次屎尿代下落し従前は一人一ヶ年玄米一斗六升なりしも一斗二升となり八升となり一昨年冬金納にて六十錢と一定せしも昨今に至りては更に三十錢位にて仕切る者も生したる有様に有之家主に於て農民に對し屎尿代の高下を云々するとき、は農民は汲取を遲滞する等の弊あるが故に屎尿代は殆んど農民の意思に依り左右せらるゝを常とせり従つて家主に於ても現今は従前の如く屎尿代に重きを置かざる狀況に有之候

一、貯溜場を設置する町村に對しては今日迄何等の交渉を試みたることなきも衛生上無害の地（人家を離れたる田畑中の如き場所）を撰び設置するに於ては大なる故障無之と相信候

一、本處分實施に關する市民の意向は屎尿市營の件は、曩に名古屋市會は滿場一致を以て議決し其筋に對し意見書を提出したる趣旨に基き法令の改正となり現今漸く之を實施られんとするに至りたるものにして本問題に關して屢々新聞紙上に於て報道せられつゝあるも市民は本處分は早晚實施せらるゝものと覺悟し居り強て異議を唱ふる者なきが如し現に當春福島紫峰と稱する者中區老松町に事務所を置き中央タイムス七九二號紙上に搬文を掲載して市民に配り市民を煽動して反對運動を試たることあるも市民は既に本處分の實施を豫期しつゝあるが故に之に應ずる者無之遂に全氏は事務所を引拂ひたる有様に有之候勿論愈實施の曉には多數市民中多少反對意見を有する者絶無には非るべきも大体の意向は前述の通りに有之候

第五 西崎博士の防臭報告

愛知硫安肥料株式會社の屎尿加工により發する瓦斯が頗る惡臭であつたから世間の物議となり終に名古屋市は内務省に依頼して學者の出張を煩すことになつた夫れで衛生試験場の西崎博士は當地に出張せられ是等の惡臭瓦斯は風位と其強さにより二十町以上を隔つる市の中心市街にすら達するを認め又右會社の市との契約により市民の從來屎尿より得たる收益を失ふたことより大問題とされるを豫想外に驚いたのである而して當時會社の防臭装置としては屎より出づる二硫化水素に硫酸製造による亞硫酸瓦斯を作用せしめて硫黄に變し之を除去するのであつたが若し之で不充分なる場合は惡臭瓦斯を赤熱せるコークス層を通過せしめ或は直にボイラー中に導き之を燃燒せしむる方法を提案したのである更に防臭に關する具體的の意見を徴したるふ左の如き回答に接したのである

在名古屋市愛知硫安肥料株式會社防臭裝置に關する卑見の要領

小官等は愛知硫安肥料株式會社視察を被命歸京後在横濱寶田石油株式會社工場府下尾久村日本硫安肥料株式會社工場、日墓里火葬場等を巡視し實地に就き調査したる結果を基礎として別項に述ふる防臭方法を立案せり本件の如き問題に對しては何人と雖も恐く充分の經驗なかるべく小官等も亦右の方法に由て確實に奏効せんことを斷言し得すと雖も大体に於て防臭の目的を達し得べしと信じ卑見の概要を開陳すること左の如し

- 一、コンデンサーを備へて瓦斯を冷却し水分と共に一部の惡臭瓦斯を除くこと
- 二、次に四乃至六個の清淨裝置(瓦斯會社に就て見るもの)を設け酸化鐵及木屑より成れる層中を通過せしめ之に由て主成分たる硫化水素を除去すること
- 三、上記二項の方法に由て除去し難き惡臭瓦斯は最後に之を「ブロー」を用ひ

てボイラー中に導き（若し不結果に終らば別に爐を築造し赤熱せるコークス中に導き）茲に於て完全に焼却し去ること

大正二年九月三日

衛生試験場技師藥學博士 西崎弘太郎
全 技手 柳澤秀吉

第六 防臭に關する縣市の命令

大正二年十月三日愛知硫安肥料株式會社に對し防臭に關し松井知事より左の命令があつた

命令事項

第一 左ノ個所ハ臭氣の漏洩セサル様嚴ニ之ガ密閉ノ裝置ヲナスヘシ

- 一 尿管計量器
 - 一 化合器
 - 一 エコノマイザーノ覆蓋
 - 一 廢液沈澱池及廢液溜ノ覆蓋
 - 一 其他臭氣漏洩ノ虞アル場所
- 第二 硫酸製造所ヨリ發スル亞硫酸ニ對シテハ左ノ各項ニ據ルヘシ
- 一 バイライト燒爐ハ亞硫酸漏洩防止ノ設備ヲナスヘシ
 - 一 亞硫酸ノ放散ヲ防キ之レカ除害方法ヲ施シ百五十尺以上ノ煙突ヨリ排出セシムヘシ

第三 廢液ヲ清澄ナラシムヘシ

第四 廢瓦斯ヲ氣罐ノ後方ニテ消却スルハ之ヲ廢止スヘシ

- 第五 廢瓦斯ノ濃縮裝置ヲ一層完全ニ施スヘシ
- 第六 廢瓦斯ノ清淨裝置ヲ施スヘシ
- 第七 煙突ハ百五十尺以上トナスヘシ
- 第八 製造場ノ周圍ニ可成樹林ヲ植ユヘシ
- 第九 以上各項の裝置ハ本命令ヲ受ケタル日ヨリ三週間以内ニ設計書ヲ作成シ着手及竣工期日ヲ定メ届出認可ヲ受クヘシ
- 第十 右設備ヲ以テスルモ猶完全ニ防臭シ能ハサルトキハ燃燒爐及消煙裝置其他必要ナル設備ヲナスヘシ
- 第十一 本命令ノ爲メ大正二年五月五日附指令許可條件タル命令ハ其効力ヲ失ハサルモノトス
- 右命令ス

而して之に對する會社の計畫は次の如きものである

尿尿計量器及化合物は松板の覆蓋となし毫も臭氣の發散せしめぬこと又「エ
 コノマイザー」の覆蓋は煉化製にて三個の「マンホール」を設けて掃除の用
 に供して居るのである廢液溜も煉瓦製であるが内部は「アスワルト」にて
 覆蓋は鐵の鑄造製である而して硫酸製造の亞硫酸瓦斯と硫酸製造の廢瓦斯中
 の二硫化水素とを化合せしむる裝置にして此化合により硫黃を製成せしむる
 のである又蒸發罐より排出する廢液には漂白粉を加へ且酸性を呈するまで硫
 酸を加へ次に石灰を入れて中和したる後放流するのである尙ほ廢瓦斯をば其
 臭氣を除くため更に酸化鐵石灰及木屑の層を通過せしめ又煙突の長さを百五
 十尺とし工場の周圍には桐又はポプラを栽植するつもりである

大正二年一月六日市長は左の命令を發した

命令事項

二六

- 一、尿尿ヲ工場ニ運搬スルニハ船舶ヲ使用スベカラズ但シ止ムヲ得ズ船舶ヲ使用スル場合ハ尿尿桶ヲ嚴ニ密閉シタル儘積載輸送シテ工場内に搬入シ臭氣ノ發散セザル方法ヲ以テ之ヲ貯溜所ニ移ス可シ
- 二、尿尿ノ運搬ハ「タンク」付馬車ヲ使用ス可シ但シ其構造方法ハ豫メ市長ノ承認ヲ受ク可シ「タンク」付馬車ヲ使用シ能ハザル狹隘ナル街巷其他桶ノ儘運搬スルヲ便利ト認ムル場所ハ桶ノ使用差支ナキモ此場合ハ大正二年四月十日付指示第十一號ヲ確守シ外觀ヲ清潔ニス可シ
- 三、前號ノ「タンク」付馬車ハ此際少ナクトモ二十臺ヲ調製使用ス可シ調製期間ハ本命令ヲ受ケタル日ヨリ三十日ヲ超過スルヲ得ズ
- 四、尿尿汲取運搬用具ハ數ヶ所ニ倉庫ヲ建設シテ之ヲ收容シ常ニ臭氣ヲ發散セ

ス又人目ニ觸レシメザル様取扱フ可シ倉庫構内ニハ尿尿容器洗滌場ヲ設備ス可シ倉庫並ニ尿尿容器洗滌場ノ設計及位置ニ本命令ヲ受ケタル日ヨリ三週間以内ニ之ヲ定メ其着手及竣工期日ト共ニ市長ノ承認ヲ受クルヲ要ス

第七 硫安工場撤廢意見

前市會議員加藤秀一氏は大正二年十月一日愛知硫安肥料株式會社工場の位置併びに硫酸安母尼亞其他の肥料製造事業實施に就き該地方民の爲め衛生上、經濟上及教育上看過黙止する事の出來ぬ大損害を被るものとなし左に抜粹抄録した様な一片の撤を飛ばしたのである、云ふ處は主として現在位置の不適當を詳論したもので根本的に防臭其他重要問題の焦点に觸れたものでない左に項を分けて紹介する事にした。

二七

一、熱田神宮の尊嚴を冒瀆す。工場 の位置は熱田神宮の靈域を去る僅々六百間を越えず舊熱田神領一萬石の地域にあるは恐懼措く能はざる處である其他附近には熱田神宮攝社高藏結御子神社を初め幾多の神社寺院教會堂等あり信仰上惡影響を及ぼし宗教の尊嚴を冒瀆する事勿論である。

二、惡臭の發散と衛生上の被害。會社工場より絶えず發生する亞硫酸瓦斯、安母尼亞硫化水素其他の發生物の發散する地域は一定せぬが風力風位の如何により廣袤二里に渉るは事實である、然して該惡臭氣の人の心身に及ぼす惡結果は殆んど想像以外にある、更に間接直接吾人に及ぼす害毒に至つては枚舉に遑なき程であるが最も特殊なるものを言へは一日約千石に近い屎尿は不完全な容器を以て陸に水に運ばれ又多量の廢液は工場に接近する新堀川及附近の田園に排泄され河水は汚濁し魚族は死ふ至り田園は荒蕪するのである、殊に傳染病傳播

の媒介となり易いから危險此上もまい。

三、地方發展の阻害と地價の低落。工場設置以來附近土地の市價は半額乃至二三割の暴落を示し殊に近年開鑿した新堀川の舟楫者をして不快を感せしめしのみならず、附近には東京砲兵工廠熱田兵器製造所、日本車輛製造會社工場、瓦斯會社工場等あつて日々二千乃至三千の職工を使用する之等工場が各種の方面より被害を受けたるは顯著なる事實にして該地方發展を妨害し幾多工場の勃興を阻止してをる、殊に兵器製造所にありては兵器の原料である木材を廢液の混合しての河水に潤した爲め廢液は木質に滲蝕し鐵器は有毒瓦斯のため燒蝕して慘憺たる有様である。

四、各學校に惡影響。第八高等學校、縣立第五中學校其他私立に係る數個の小學校は工場を距る十町未滿の處にあり惡臭の及ぼす地域内には名古屋高等工業

學校、愛知醫學專門學校、縣立工業學校等あつて生徒教養上惡結果を及ぼすのである。

五、農家經濟上に及ぼす影響、該工場の如きは將來發展の見込ある地域に設置するを要せず市外人口稀少にして成る可く障害少ない土地を選択すべきで幸に當市は東に新堀川西に堀川あり名古屋港を通じて海洋の便ある故之等遠隔の地に於て加工場を設置するがよい、然し何れの地に於ても反對の聲囂々として工場設置を忌避されたならば須らく加工作業を廢し尿尿を普く農家に委し農家經濟の發展を計るが得策である、加工事業により廉價なる肥料の缺乏が及ぼす影響は農家經濟に最も考慮を要す可き事勿論である。

第八 池口博士の防臭報告

次で十月二十二日愛知硫安肥料株式會社の防臭に付き警視廳技師藥學博士池口慶三、東京高等工業學校教授松浦和平及警視廳技師原田九郎の阪本市長に對する調査報告の概略を記入すれば左の如きものである。

歐洲にては數世紀前迄は硫安製造は尿尿のみに依つたが近來瓦斯會社にて是を副産することになつたのである現に佛蘭西の硫安製造額五萬噸中一萬三千噸は尿尿より製造せられ其内一萬噸余はパリ市の尿尿より製造せらるゝことである而して大人の排出する尿の中には一日約八匁の尿素を含みて是等の醗酵によりて炭酸アンモニヤに變化するが尿に多少尿の混入する場合は其の腐敗により硫化アンモニヤも生ずることがある。

尿尿より硫安を製造するには石灰乳、又は石灰鹽及び亞クロールマンガンを加へ之を蒸餾するのであるが茲に生ずる有臭の廢瓦斯は水酸化鐵中に導き又は直

ちに燃焼し又は燃焼し易からしめんため水蒸氣を凝縮せしむるのである而して大工場にては特別の装置により廢瓦斯を燃焼して硫化水素より硫黄を取り又は亞硫酸を硫酸製造に利用することがあるのである而して全會社の發散する臭氣は廢瓦斯の臭氣にて替て東京下尾久村の日本硫安株式會社の試運轉をなしたるとき其臭氣は千住大橋を越へ放散せられたが工場内の整理によりて附近に及ばず臭氣は大部分減殺せられたのである然れば愛知硫安肥料株式會社にては右の如くするのも防臭の第一着手である又更に硫安製造の原料を尿のみに限ることも亦防臭の一段であるのである。

尙ほ稍々具体的の防臭方法を述べれば左の如きものとなるのである。

(一)、原料運搬の船及び車の改良を要することにて東京附近の屎尿船に鑑みることに必要である

(二)、屎尿船多數の停留を防止し且つ工場内に入江を設けて外觀の醜を避くることである

(三)、船より工場に原料を吸上くるには船に單に吸入管の挿入するだけの穴を存し此管の先には小なる濾過器を附することである若し之にて出來ざれば船の一部に濾過壁を設くるのである

(四)、船より原料貯溜池に原料を吸上くるには二條の管を据付くるのである是は屎尿の停滯するを恐るゝためである

(五)、屎尿中には紙、布片の混入するもの多から離心唧筒を使用すること必要である

(六)、原料を濾過して殘留する糞は船のまゝ他の處に運び去るか又は外觀悪しからず又臭氣の發散せざる方法にて搬出するのである

- (七) 一日千石の原料を要する故陸路として道路上を運搬するに依る臭氣を避くるため特別なる陸上運搬設備を工夫せざる限りは成るべく船にて搬出するにすることにするのである
- (八) 原料を運搬するには大容量の且つ速力大なる現在市役所に保存せらるる見本馬車の如き特別の防臭設備ある運搬具を使用せしむるのである
- (九) 原料を貯溜池に入る處には其周圍を板扉にすべく又運搬車より貯溜池に流入するには管を以てすべきである又原料をして紙、布片等と純粹の液体とに分離する装置をなすことも必要である又尿尿桶の洗滌液を相當處分すべしであるが全然尿尿桶を以ての運搬は廢止すべきことである
- (十) 計量器は外部に硝子管の如きものを附して觀察の便を謀ることである
- (十一) 原料貯溜池は成るべく大きくして少とも數日分の貯溜に堪へしむるのである

(十二) 貯溜池より蒸發器に至る管及び唧筒は二組とすべきである

(十三) 飽和器は充分に密閉せしむること

(十四) 豫熱渠の板張は充分に密閉し渠内の溜液は凝縮器よりの廢液と同様の處置すること

(十五) 凝縮装置により水蒸氣を凝縮すると共に一部の惡臭瓦斯を除去し次に酸化鐵又は水酸化石灰及び木屑より成る清淨装置を通過せしめて二硫化水素を除き次に紅熾せる「コークス」層又は煉瓦層を通過せしめて不明の惡臭を充分に燒却し次に煙突を二百尺以上とすること而して尿のみを原料とする場合は水酸化石灰及木屑含有の装置及び紅熾せる木炭含有の装置を廢瓦斯が通過したる後ち百五十尺の煙突より之を放散せしむるのである

(十六) アンモニヤ蒸餾装置の沈澱に依る汚水及凝縮せる汚水等は適當の石灰を加

へ之を攪拌したる後其上澄液に多量の河水を混し之を稀薄して放流せしむることである

三六

第九 尿尿市營を撤廢すべきか

名古屋市會議員加藤鏖五郎氏は曩きに尿尿市營撤廢論を中央銀行界通信録大正三年五月二十八日發行第百三十三號に寄稿した論の當否は姑く措き別項に掲載した尿尿市營を必要とする議論と對照して考ふると極めて興味ある事と思ふ。加藤氏の撤廢論の要領だけを摘んで簡單に左に紹介する事とする。

尿尿市營萬能論者は之に依り莫大の利益があつて其上加工處分に依つて糞攻對抗の武器が出来、衛生理想論から言つても申分なく棚から牡丹餅の様な結構な條件を列べる。實際此の理想が現實さるゝだらうか、早い話が利益の点に於て

名古屋市は既に空想の夢から醒めてゐる。農商務省農事試験所の調査に依れば一人壹ヶ年の糞尿價格は壹圓と計算され警視廳に於ては同一物を買入價格に於て七十五錢賣却價格に於て二圓と仮定してゐる。所で名古屋市は一人一ヶ年の尿尿價格を僅かに五十錢と見積り各種の經費を控除し結局興農、硫酸兩會社と汲取契約を締結し全市尿尿一ヶ年の價格を十二萬圓とし汲取を受負はしめたのである。然かし豫定の如く名古屋市は兩會社より最低限度の報償金十二萬圓を得たかと言ふに不幸にして豫定の收入を得ることは出来なかつた。硫酸會社の如き惡臭のため市民怨嗟の的となり屢次の作業中止は資金の欠乏と相俟つて會社をして極度の窮狀に導くに至つた。遂に契約書にある尿尿平均一日一千石に滿ざるを口實にして七ヶ月に相當する報償金二萬三千四百五十圓を金壹萬六千四百十圓に減額されん事を要求し、興農會社も負けず劣らず汲取區域の人

口豫想以下であるとの理由の下に大正二年度報償金八萬六千六百六十六圓を金五萬五千三百九圓余に減額せん事を市に嘆願してゐる。又實際に於て市は兩會社に向つて各種の事情よりして報償契約を履行せしむる事は出来なかつた。斯くして屎尿市營の最大目的たる新財源獲得は脆ろくも失敗に終つてゐる。

市營論者は更に屎尿市營は屎尿價格維持に對する唯一の安全弁であると論ずるかも知れない。然し之れも根據なき説である。名古屋市の屎尿は誰言ふとなく一日二三百石づゝ停滯し従つて漸次價格も低廉に向ふと憶説を爲すものがある。之れは硫安側から誇張されて傳へらるゝのと興農側の營業不熱心に依るものである。市の人口は逐年増加するに伴ひ農民も増加し開墾の地域も亦擴大さるゝを以て屎尿の停滯を來たすが如き事はない。殊に農事専門學者は硫酸アンモニア又は過磷酸の如き人造肥料は到底在來の屎尿には及ば無いと言ふてゐる。論

より証據、大正二年度に於て名古屋市東郊御器所村にては屎尿不足の結果人造肥料を併用した爲め大根は不作にて毎年一樽三圓余を以て賣買された澤庵漬が僅か七十錢にても買手が無かつたと言ふ事である。更に價格の点に於ても屎尿は人造肥料に比して甚だ安價である。即ち硫酸アンモニア十貫目は時價大約六圓である。此肥料の主要成分たる窒素は此内二割ある故に窒素五百匁は壹圓五十錢の割合となる。處で大人一年の排泄屎尿量を二石とすれば其中に窒素五百匁を含有してゐる勘定になる。然れば屎尿中他の有効成分を除いて單に窒素のみでも優に壹圓五十錢となるから硫酸アンモニアと屎尿との優劣は苟も常識ある者ならば直ちに理解する事が出来よう。斯かる理由の下に屎尿は決して停滯乃至過剰する筈はない。申す迄もなく東京、大阪は勿論三面山に圍まれ田圃に乏しい京都に於てすら屎尿は相當の價格を保つてゐる。况や尾濃の沃野を控へ

てる名古屋市に於て尿尿價格の低減を氣遣ふは杞人の憂に過ぎない。更に況や經濟學の價格は需要供給の投合に依り定まるとの一節を理解すれば此問題は釋然として理解せられるであらう。

然し假りに尿尿が停滯して時價が漸次低落したらさうするかと市營論者は鬼の首でも取つたように得たり賢しと反問するかも知れない。然し問題は極めて簡單である。價格釣上策として過剰の尿尿を海中に放棄すればよい。一見甚だ暴論の様な感は有るが海中に放棄すれば加工處分に伴ふ位置の選定難と惡臭の物議と欠損の掛念とが無い。即ち尿尿海中放棄は立場に於て加工論者と何等の差違なく方法に於ては數段優つてゐる。現に歐米では尿尿を下水に流して海中に放棄してをると言ふ事である。

斯くの如く各種の方面より論じ來たる時に於て歸納的に尿尿市營は飽く迄も撤廢せざる可からずと言ふ結論に至るのである。然かも尿尿市營が四十萬市民の利益を壟斷し不公平なる一種の人頭税賦課たるに於ては斃る、迄も之れが徹回を絶叫しなければならぬ。然して今直ちに尿尿市營を撤廢したならば市内人口大人約二十萬人一人の尿尿代一ヶ年壹圓として小人約十萬人一人の尿尿代大人の半額と仮定せば一年の市民收入實に貳拾五萬圓である。偕て現在の市營制度では硫安、興農兩會社より契約通り報償金拾貳萬圓を得るとしても市の巡視監督の經費として四萬圓を要するから差引純收入は僅かに八萬圓で結局市民は中間浪費として一ヶ年拾貳萬圓の直接損害を受けてをる。况や此八萬圓も實際收得の見込がないと言ふに至つては實に情無い有様と言はねばならぬ。殊に尿尿を一種の市税に代ゆる等は不條理極まる誅求と言はねばならぬ。市民は祖先以來殆んど既得權とも言ふ可き糯米（農民の各戸に向つて尿尿代として報償せる

もの)を市に取上げられ從來之れに依つて正月の雑煮餅を搗く慣習であつたのが新らしく相當の代價を投じなければならぬ羽目になつた。更に下層社會は那麼である。樂しかるべき正月の雑煮餅さぬも祝ふ事が出来ぬ悲惨な状態に立ち至つたのである。

最後に於て法律論として名古屋市が市營の名の下に有價物である尿尿を強制的に徴收處分する事の不法である事を主張したい。前内務次官であつた法學博士水野鍊太郎氏は明治四十年七月發行の法學協會雜誌に於て「尿尿と法律問題」と題して之れを論じてあつた即ち市は無償にて市内の尿尿を汲取り得る説と處有者の承諾なき限り市は隨意に之れを所分する事の出来ぬと言ふ二説を掲げ氏は後説に左袒して大に論じてゐた。汚物掃除法第壹條には市民は自己地域内の汚物を掃除し清潔を保持する義務のある事が制定されてゐる。更に同三條には

市は私人が蒐集した汚物を處分す可き義務ある事が制定されてゐる。然し之れとても私人に汚物處分を禁じたのではない單に義務を免れしめたと言ふに止まる。市は如何なる場合でも汚物を所得する権利は無いのである。數千萬言を聯ねて斯く反覆詳説したる處に依れば尿尿市營は違算、齟齬、紛擾失敗と有らゆる醜態を暴露し盡したのである。撤廢を除いて他に如何なる解決の道があるか遺憾ながら求め得られないので有る。

第十 石川議員の尿尿市營所感

市會議員石川久兵衛氏は極端なる市營撤廢論者であつたが長い間調査研究の結果尿尿の市營は市政上止むを得ぬ事とし如何にせば是を成功せしむべきかを知られた人である蓋尿尿市營に就ては現今議員として此の人に及ぶものは

ないと思ふのである氏は目下尿尿處分の衝に當り熱心なる市營論者となつてをる今左に同氏の唱導せる一端を上ぐることにした。

余は愛知硫酸肥料株式會社所在地即ち南區熱田選出の議員であるが右會社の昨年六月尿尿から硫酸製造を初めてからはより發散する臭氣は熱田神宮の神聖を汚し又築港の繁榮を妨ぐを認めたのである。されば當時同じく議員たりし加藤秀一君と相共に愛知硫酸肥料株式會社工場撤廢期成同盟會を設立したのである而して右臭氣は風の方向又は風力によりては半里余の市の中央部に達するので熱田區民のみならず是等の市民も大に硫酸會社撤廢に賛同したのである。又右會社の日々排出する廢液も惡臭にして魚族其他に害ありて是等の防臭及廢液處分に村縣市より命令ありたるも依然其設備を怠つたのであるゆへ反對論者は益々團結して尿尿を生のみならず農民に供給せしめ一面製造に依る臭氣を消滅せんと

し其の同士相合したること卅六回。是が月日を経過すること約一ケ年に及んだのである。或は縣市に迫り又は演劇場に於て公開演説をなし殆んど運動のため不眠不休の有様にて漸く本年八月限り右會社の尿尿加工は不可能になつたのである。又他方には尿尿を生のみならず農民に供給して市民と農民とに融和を謀つた爲め會社の製造禁止と共に之を農民に供給せしめたのである。

さて尿尿の市營前は其汲取代償として農民は市民に年末に際し糯米又は料金を提供して農村と都市と密接の關係を持つに至つたが市營後に至り家族の多寡に係らず其尿尿より得らるべき収入を盡く取上げたから市民の間には随分八ヶ間敷あつたのであるが。近年農民は市民の汲取要求に應せぬのみならず寧ろ市民より汲取料を徴する傾向多いから尿尿の處分は市營と爲し又是に依りて得た收入を所得とし市費の補充を謀ることは當を得たるものである。然も彼の硫酸會

社設置當時に加工により株主に年三割の利益を配當すと稱し農民需要の尿尿を無理に取上げて一日千石宛を加工したもの、到底利益を上ぐおと不可能あるを知りたる故尿尿加工は全然止めて是を生のみ、農民に供給する方が双方の利益であると信じたのである。然し農民に尿尿を汲取らしむるも過剰あるときは尿尿の停滯及料金の徴收困難なるから供給は常に不足なる形にし置かねばならぬ。況んや事實上尿尿量の過剰あるに於ては農民に全然汲取らしむるは不可能である。余は硫安會社區域の尿尿を農民に汲取らしむるため之を實際調査せしこと幾十回に及んだが其常に過剰あるを認めたのである。然し運搬方法宜しきときは是を遠方の農民に供給することを得せしむるも是には多額の費用を要するのである故に其過剰の尿尿は市の直營加工場にて處分して尿尿停滯の憂なからしめ其汲取する農民には甲より乙へ又乙より丙等の如く各責任者を設け絶對的

是が責任を放棄し能はざる様にせねばならぬ。余は硫安會社廢止後尿尿を農民に汲取らしめつゝ、あるが加工場落成によりて市が確實なる料金を農民より徴せらるべく本市の尿尿市營は兩三年間に於て成功すると思ふのである。

第十一 尿尿加工場は必要なるか

尿尿市營を是とする説と之を否とする説とは前節に於て之を詳述した。一見互に自説を固執して相譲らない様な感がある。勿論何れも一面の眞理はある然し冷静に考へて果して何れが得策であらうか。著者は問題を解決答辯するに當つて名古屋市は撤頭撤尾尿尿市營を爲さざる可らずと言ふ前提を示してをいて然る後大に論じたい。然して市營に爲すへしと言ふ議論の根據としては各種の理由があるであらう。然し煎じ詰むれば左の三ヶ條に過ぎぬと思ふ。即ち

一、尿尿は常に過剰し需要に對し供給多きに過ぐる事。
 二、過剰せる尿尿は有利に然かも衛生的に處分せねばならぬ事。
 三、尿尿加工を爲し供給を不足にしなければ農民は汲取を怠り尿尿の價値は下る且つ會社の汲取受負を拒む場合武器として加工所分を實行する事。
 以下統計を基礎とし吾人の主張を擁護しよう。

(一)、市會議員加藤鏖五郎氏は市營反對論の骨子として尿尿は決して停滯過剰せぬと述べてゐる。其理由とする處は名古屋は我が國三大平野の一つである尾濃の平野に位置し鐵道網は縦横に走り海運の利便はあり交通機關は完備してをるから尿尿は停滯しない。加之附近農民は市内人口の増加と共に激増し寸尺の余地をも開墾する故田園の面積擴張されたから施肥量は年々増加す可き筈であると述べてゐる。一面人をして一寸首肯せしめる議論である。然し残念乍ら皮想

の觀察たるを免れまい。田園の青年は宛かも蛾が光を慕ふ様に磁石が鐵粉を吸引する様に都會の華かな生活に憧れて出名する者年を逐ふて増加し今や田園は耕すに人無く荒廢に委せられようとしてをる。殊に名古屋市最近數年間の人口増加率は普通状態に於て最大八、三なるに拘らず附近町村平均人口増加率は最大九、四の多數を示してをる。之れ瞭かに農村の都市移住熱の盛なるを示す一種のパロメーターとする事が出来る。附近町村人口増加に伴ひ耕地の宅地と變ずるもの年々増すべき事は左の表に依つて證明せらるゝ事と信ずる。

	明治四十一年度	大正元年度	減少町數
田	七二七町	六六七町	五〇町
畑	一四二二	七七〇	六四二
麥作	三七二	二五三	一一九

桑園

八五

七四

一一

更に農民は明治四十三年より大正元年に至るに従ひ自作減少して自作兼小作乃至小作のみを爲すもの増加した。即ち鋤を棄て筆を採り鋤を擲ちて算盤を手にする人の増加した徴象である。斯くの如く田園は縮少荒廢せられ農民は都會に蝟集するに至つたのである。

然して之等移入者及び都市人口自然増加に依り名古屋市は一ケ年を通じ人口一万一千六百八十人増加すべく此排泄尿尿は一ケ年一万四千九百九十四石にして之れに對する死亡者一ケ年七千七十四人、此排泄尿尿は一ケ年一万四千四百八石にて一ケ年尿尿過剰は八百四十六石即ち一日二石三斗となる譯である。即ち市内人口は増加し之れと逆比例に田園は衰退するのである。尿尿の過剰するのは自然の數と言はねばならぬ。左に統計を以て尿尿總量と農民供給との關係を示さう。

を示さう。

一、排泄量

種別	排泄量	備考
三五四、七三三 ^人	八四一、六〇四 ^石	一人一日六合五勺
便所其他	一七、三五二、一〇	
合計	八五八、九五六、一四	

二、施用量

種類	反別	施用量	備考
麥作畑作	一〇、四四四 ^{町歩}	六二七、六六八 ^石	麥作四石畑作八石
苗代	二〇二	六、〇六〇	一坪一升
本田	一、一二八	一一、二八〇	反當一石

臨時汲取

一八、二五〇

一日平均五十石

合計

六六三、二五八

但し知多郡

即ち

總尿尿量 八十八萬八千九百五十六石

施用量 六十六萬三千二百五十八石

差引 十九萬五千六百九十八石

一日過剰量 五百三十六石余

即ち確實に五百三十六石の過剰量を見てゐる。更に本縣警察部の調査に依れば一日の過剰量五百五十一石にして某特志家の調査に依れば全上九百五十五石となる。斯く過剰數の區々なるは計算上の基礎一定せざるに依るものである。然し過剰すべき事實に至つては最早疑ふ可き余地は無い。更に硫安會社大正二年

六月より全三年三月に至る毎月汲取數量統計を見ると毎月の汲取量は必しも一定しない。蛇足には過ぎぬかも知れぬが之れも尿尿過剰の一原因に數ふる事が出来る。即ち

月別	尿量	尿量	計	一日平均
六月	二、二四七、八六	二、九〇五、一六	一五、九六八、九〇	五三二、二九
七月	六、二〇〇、八二	一四、五七、七四	二〇、七七八、五六	六六八、三四
八月	五、八九五、三七	二、二一九、八九	一八、〇一五、二六	五八一、一三
九月	六、二〇五、〇二	一四、二九八、四五	二〇、五〇三、四七	六八三、四五
十月	九、八二八、六〇	一四、四三五、八二	二四、二六四、四二	七六二、七二
十一月	八、〇三三、八六	一六、〇一四、四七	二四、〇四八、三三	八〇二、九四
十二月	六、八四五、四五	一七、〇七〇、四八	二三、九二五、九三	七七二、四八

一月	六、五五、〇〇	一四、九四、〇〇	二、四七九、〇〇	六九二、七
二月	五、五五、〇〇	一三、六八、〇〇	一九、一八三、〇〇	六五五、一〇
三月	五、一三四、〇〇	一五、〇八六、〇〇	二〇、三三〇、〇〇	六五二、二五
計	六二、三七〇、九六	一四五、〇四〇、〇一	二〇八、三三六、七	

附記 市營以前に於て尿尿停滯の聲の無かつたのは左記五名の尿尿販賣業者が汲取をしてゐたからである

汲取戸數	住 所	氏 名
八〇〇	中區藪田町一番地	伊藤 茂 忠
二五〇	全區全町十八番地	館 嘉 一
二八〇	愛知郡御器所村字鳥喰七十七番地	矢野 徳兵衛
四〇〇	中區旅籠町中ノ切十番戸	水谷 兼吉 石川 佐治衛門

四八〇 全區向田町三十六番地

横井角次郎

合計汲取戸數二千二百十戸にして一戸家族を平均五名とし一人一日六合六勺の尿尿を排泄するとせば一日實に七十一石八斗二升五合汲取る事になる。停滯の聲を聞かなかつたのも宜なりと言ふべしである。

(二) 尿尿の過剰す可き事は前節に於て詳述した之れを放任すれば衛生上恐る可き結果を醸す事勿論である。硫酸會社は一日些くとも七百石以上を加工し汲取も可なり勵行してをるに拘らず尙市民は之れを以て嫌らずとし電話、口頭、書面を以て會社に汲取を催促するもの一日五十戸以上に及び又各戸の尿尿壺に充滿横溢するもの毎日三百戸(市全戸數の三分三厘)に及ぶ有様で汲取人夫は次から次へ汲取に忙殺されてゐるが尙各戸尿尿壺の半量以下は常に汲取られず沈澱して惡臭を放ち傳染病の媒介を爲し衛生上有害である。之れを衛生上遺憾な

からしむるには一日數百石の汲取が必要である。然して之れを販賣、貯藏、運搬に便利ならしむるには加工處分を施すより外に道はない。

又更に多人數集合して病氣傳染の虞れある處とか又は常に家族人數一定せぬ處即ち尿尿量を査定するに比較的困難な處は凡そ次の表の示した分を以て盡きてゐるであらう。

種別	戸數	人口	一日排泄量	一ヶ年排泄量
舊三重紡績	三	四六三四	三三、四二	一二、一九八、三〇
遊廊	一七八	一七三四	二、九五	一、〇七六、七五
公設使所	一一九	一	二九、四八	一〇、七六〇、二〇
劇場寄席	二三	一三二二八	三一、七四	一一、五八五、一〇
旅館	七〇七	三八八八	一三、九九	五、一〇六、三五

會社工場	一〇六	八四三三	三〇、三五	一一、〇七七、七五
學校	五五	四〇八六八	八五、八二	三一、三三四、三〇
官廳病院	二五	一	一一、六八	四、二六三、二〇
合計	一二二五	二三九、四三	八七、三九一、九五	

之等公衆の集合す可き處の一日の尿尿排泄量は統計上二百三十九石余を示してゐるが毎日一定不變に此石數が得らる可きでない。常に變化し一定の標準を取る事が出來ぬから之等は市營加工場に於て處分するが便宜である。又曩きに市營前に於ける販賣業者の状況を記載したが市營後に於ても尿尿停滯の事實を呈した興農會社及び硫安會社が定められた自己汲取領域を一日で全部汲取つた時自家用と稱して汲取を拒むだもの或は密かに他へ讓與又は賣却したもの三百四十三名（内譯興農百九十七名、硫安百四十六名）一日の排泄量十四石三斗、尙

興農會社に疑はしき家百四十五戸有つたに拘らず多數尿尿過剰した事實がある殊に興農會社獨占の時代には各種の障害あるに拘らず毎日三百石を剩して貯溜所の貯れた歴史を持つてゐる。此事實を徴しても吾人は重ねて尿尿市營並びに加工の必要を叫ばざるを得ない。

(三) 市民一人一ヶ年の尿尿は屢記の如く二石余で現在の規定では料金僅かに五十錢に該當する事になつてをる。然し肥料成分及び肥培の効力に於ては他の肥料即ち豆粕、魚粕等に比し優に一圓五十錢の價格に相當する。否或はそれ以上かも知れない。然るに之れが現在の如く五十錢位ひの價格しか保ち得ないのは供給過剰なるが故である。經濟學の原則に依り尿尿を加工する事に依り供給を不足となす時は漸次尿尿量は騰貴し一圓以上の市價を保つ事は決して困難でない。又硫安興農兩會社あるに何を苦しんでか市營加工場を創設するのかと質問

する人がある。尤もを質問であるが此事は前節「尿尿市營の必要」の内に再三説明してをいたから煩を避けて一言で答へるが要するに市民に毫も尿尿停滯の虞なからしめ又兩會社の汲取を拒むもの或は農民の汲取の義務を果さぬものを加工するので謂はる會社、農民に對する武器であると共に一面會社報償金確納の保證を取り尿尿價值を向上せしめ會社の解約する時市自らよく尿尿を處分し得らる機能を得るものである。世間往々猜疑の眼を以て尿尿加工を批評して彼れは農民に必要あるものを無理に取上げるものであると批評する向もあるが誤謬も亦甚しいものである。

第十二 尿尿よりの硫安製造は有望なるか

申す迄もなく硫酸アンモニヤは石炭瓦斯製造の副産物であれば是等工場のみ

國には其産額實に夥しいのである今西曆一九一三年(大正二年)の世界の産額を左に紹介しますれば

獨逸	四十八萬四千噸	(一億三千萬貫)
英國	三十八萬八千噸	(一億四百餘貫)
合衆國	十四萬九千噸	(四千萬貫餘)
佛蘭西	六萬八千噸	(千八百萬貫餘)
白耳義	四萬九千噸	(千萬貫餘)
伊太利	一萬五千噸	(四百萬貫餘)
其他	十七萬二千噸	(四千六百萬貫餘)
計	百三十二萬五千噸	(三億五千萬貫餘)

かくの如く一ヶ年に硫安の産額多いが是等の輸出先は主に合衆國、日本、西班

牙、蘭領印度及び伊太利である殊に我が邦にては年々硫酸アンモニヤを外國より輸入して世界に於ける需用得意先の上位のものである

然も硫安はアンモニヤ液より製造せらるゝに代りに石炭瓦斯を硫酸に通過せしめて直接製造せらるゝ方法は擴張せられたゝめ近來右の方法では等製品の産出する額も頗る多くなつたのである

尿尿を加工して硫安製造する外國の例はあるも利益を目的とするものでなく無價物視したる尿尿を硫安の如き有價物となし又衛生上の處置より加工するが如きものである然し近來尿尿より硫安加工するの機械類に研究せられつゝあれば他日廉價に硫安製造せられて之による利益も得らるゝことになるだろふ
今前述の尿尿加工費に付き其收支を比ぶれば

尿尿加工收支計算

加工石數	支出	收入	利益	一石加工費	二石三斗加工費用
七五〇石	二〇四四、九〇	二七三二、五〇	六八七、六〇	四八五	一、二五
一千石	一五八〇、四〇	二六七五、〇〇	九九四、六〇	四八五	一、二五
千五百石	二三五九、四〇	二五四五、〇〇	一九三二、六〇	四八五	一、二五

云ふ迄もかく尿尿の成分の濃淡により製品たる硫酸アンモニヤの産額は自ら異なるものであるが今尿尿の成分により其一石より製品一貫匁出来るものとせば二石三斗の尿尿よりの製品は二貫三百匁製造せられ其製品十貫五圓三十錢の相場より見れば此製品は一圓二十一錢九厘に相當するものである然るに右の表によれば尿尿二石三斗を加工するには一圓十一錢五厘を要するから尿尿を加工して製品に變すれば其二石三斗の尿尿により僅か十錢四厘の利益を得るのみである然るに會社は尿尿を其まゝ農民に汲取らしめ是より一人一ケ年金五十錢の料金を得てある而して一人一日老若男女貴賤を通じて我が名古屋市にては平均一日六合五勺の尿尿を排泄するから一ケ年の分量は二石三斗に相當するのである即ち一方には尿尿を其まゝで金五十錢を得られ他方に於ては其加工せられて硫酸アンモニヤに變じ其加工費を控除したる利益金十錢四厘を得らるゝに較ぶれば何人も何れが利益なるかは直に知らるゝのである換言すれば尿尿を加工することとは其利益の金五十錢以上に上らざる間は寧ろ加工せず之をなるべく其まゝにて農民に汲取らしめ之より料金を収むることは安全であると思ふのである然し右の利益云々は加工場は市外一里半餘の處にある場合の勘定であれば其位置によりては必ず多少其利益金の厚薄あることは免れぬのである

第十三 尿尿は生のまゝ施すに限るか

尿尿の成分は前述の如きものであるが他の肥料に比べて成分の割合に其効力が卓越することは明な事實である即ち各府縣農事試験場の人糞尿と他の肥料との比較成績を見るも明かであるされば尿尿には窒素、磷酸、及加里の三要素以外に種々なる成分のありて奇効を奏することと思ふのである閱者が今を去る十年前即ち明治卅八年頃本縣の農事試験場の技師たりしとき偶々英領印度の知事が尿尿の農業上取扱方法に就て訪ねられたることがある彼の印度にては毎年尿尿を「エングス河」に放流するが日本にては尿尿を農業上に施用することを聞き遙々視察に參られたる由にて歸國後直に農政上かゝる有効なる尿尿を河海に放流するを禁じたとのことである又英國政府にては更に其他英領地に於ても此施政をなしたりといふのである爾來歐洲の都市にては何れも尿尿の處分に苦み多くは之を河海に放流したりしが尿尿の農作物に効驗あるを知りたる結果として數年

以前より歐米の農事試験場にては販賣肥料と尿尿の比較試験をなし是が成績を世界に報告しつゝあるのである言ひ換へれば尿尿を其まゝ施用することは日本は卒先者である近來歐洲にても尿尿を河海に放棄するとは漸次減少して瑞典及び獨逸の如きは尿尿より硫酸アンモニヤを製造することになつたのである而して硫酸アンモニヤは假りに十貫目六圓とし其中には窒素二貫を含むもので此の二貫の價は六圓に相當する故窒素一貫は三圓に當るのである然るに大人一人一ケ年の尿尿を二石とせば之に窒素五百匁あるから其價格は一圓五十錢位である然し尿尿の窒素は硫酸アンモニヤのものと形態を異にして他に種々なる成分を含むから右二石の尿尿は農業上確に一圓五十錢の價を有するのである現に名古屋市附近の農民は一里餘距る處にても右二石を一圓にて汲取ること出来るならば他の肥料を施用するよりも利益ありと云ふてゐる、即ち尿尿二石を一圓五

十錢以内にて汲取ること出来れば農民の利益とあるのである然るに會社は農民より其尿肥料として五十錢を徴収して居るから實際尿尿の効力より見れば双方とも其價格を高めても宜しいのである之によれば市の収入又増加して市の事業發展に資することも出来るのである又尿尿の代りに硫酸アンモニヤの如き無機質肥料のみ農家は施用すれば年々土地の生産力を消耗する傾きあるから尿尿は其まゝ施用する方は安全で又夫れを有効に施用することにあるのである。

尿尿はかゝるものであれば夫れを河海に放棄して尿尿一石の價格を放棄するのみならず市内汲取運搬費十六錢市外運搬費六錢合計二十二錢を費して之を河海に放棄するは考へものである。

第十四 尿尿加工場設置案

尿尿市營加工場設置に就ては各種の反對説も有る。然かも之等の反對説を排して何故加工場設立を斷行せなければならぬか。左に其理由とする處を録して見よう。市が契約して尿尿汲取を受負はしてゐる興農會社は屢記の如く度々納付金減額の要求をなし若し之に應じなければ尿尿汲取を中止しようとするが如き傾きを見せるのである。更ふ硫安會社は適當の防臭設備をなさなかつた爲め徒らに市民の感情を害し世人の物議を醸し別項に記載した様な硫安撤廢論の聲が高い。更に硫安撤廢期成同盟會起つて市の中部及南部の劇場では公開演説をなし輿論の聲を高からしめた。市は斯くの如く前門に虎、後門に狼の襲ふ處となり遂に最後の解決方法として加工場を設置する事とした。之れより曩き市會に於ては硫安會社移轉に關する質問相次で起り。縣市當局に對し硫安撤廢運動激烈を極め更に内務省に向つて排斥運動を爲すに至つた。而して一朝硫安會社

にして瓦解し汲取を停止するに至つたならば市は尿尿過剰停滯に苦しむ事は明かな事實である。然して此過剰した分を汲取らしよふと愛知郡海部郡等の農民に交渉するも該會社汲取區域に於ける排泄量の半分も處分する事は出来ない、一方縣の命令で八月卅一日迄に會社が防臭設備を完成すれば注文通りであるが万一實行しなかつた場合には直ちに加工事業は禁止さるゝので市は當然來る可き尿尿停滯を處分しなければならぬ。而して市は尿尿を生のみく販賣を受負はすのが目的で加工による利益を謀るのでない即ち尿尿過剰の爲め加工を餘儀をくさるゝのと尿尿の農民に對する供給を不足ならしめ汲取の停滯及料金の不納を避るためである。果然加工場設置案が市會に提出せらるゝや紛糾に紛糾を重ね三週間の委員附托となつて調査され議論討究の結果大正三年七月四日本會議にて可決せられた。即ち右案は一日一千石を加工する目的で工場設置豫算八万

七千圓特許料一萬圓要求したのである。

第十五 加工場位置撰定の困難

愛知硫酸肥料株式會社の尿尿加工事業が理想通り進捗せず一頓挫を來たし、加之設備不完全の爲め遂に事業の停止を命せらるゝに至つたのである。此事は會社に取つては勿論不幸な出來事であるが市に取つても實に不祥事で忽ち尿尿過剰に苦められ千早城に於ける糞攻めの如き奇觀を呈したのである。之れは大正三年七、八月頃の出來事で市當局も大いに苦心し善後の策を講じたが幸ひにも愛知肥料購買會社の設立せらるゝ、あり一時の急に備ふる事が出來た。即ち尿尿過剰に備ふる充分なる設備を要する事を市當局は此際痛感した、市營加工場の必要は此處に存するのである。

此事は曩きに詳説してあるから此處では省略するが其設置すべき位置に就ては市當局も頭を悩ました問題である。第一の要件は名古屋市から距離餘り遠からざる土地なる事を要する即ち運搬其他に就て遠距離の土地は多大の経費を要するからである。第二の要件は舟楫の便ある處を要する。第三の要件は附近人家稠密せず比較的苦情の些い地方に限る。然るに此三拍子揃つた候補地を市が得る事は實際に於て不可能である。遂に白羽の矢を當市から一里半を距つ愛知郡笠寺方向に立てた全地は距離に於て稍理想的でないが河川を控へ舟楫の便もある。然るに笠寺方面では曩きに紛擾を醸した硫安會社の臭氣問題に恐れてゐるから全地方では候補地と決定した事が豫測せらるゝや悉く反對である地主は工場敷地として土地を賣却したものは村八分にされるとか其他の方法で反抗され自分の所有地でありながら自分の権利を行使する事が出来ぬ様にかつた。更に

全地方には清酒醸造家が澤山あるが。之等の人々は若し工場設置せらる曉は尿の悪臭の爲め製品に變化を及ぼし。賣上品にも影響するとて縣市當局に向つて屢反對陳情を爲した。村長、村會議員の來名して反對運動を爲した事は言ふまでもない。甚しきに至つては全村民約三千人が蓆の旗を押し立て當市へ陳情に來たと言ふ不穩な有様で全く昔の百姓一揆の様な騒動である。屢斯かる企てをしても途中熱田署で制止せられ其目的を果さないから遂に大高驛から瀛車に依つて出名するに至つた。之等の運動費は思ふに莫大な額に上つたろうが之等も熱心なる反對者の財囊より寄附されたので此一事を見ても如何に笠寺方面が舉村一致を以て反對したか々悉知せらるゝのである。名古屋市も遂に輿論の聲、牢乎として動かす可からざるを知つて遂に市有地なる南區熱田稻永新田西突堤西の海面二千坪を約八千圓の豫算で埋立て工場を建設せんと本縣へ出願した處

九月一日に至り遂に許可の指定に接して久しく當局の苦心せし敷地問題も此處に解決したのである。

第十六 屎尿加工場の設備及其收支

加工石數	土地買上費	建築費	器械費	計
七五〇 ^円	八〇〇〇	三九〇二〇 ^円	四一五四一	八八五六一 ^円
一〇〇〇	八〇〇〇	四〇三二〇	五三六一一	一〇一九三一
一五〇〇	八〇〇〇	四四三九〇	七二四三一	一二四八二一

右は一日加工する石數の差によりて設備費も差あるを示したものである更に器械据付の爲め基礎工事費を要するから是等は三千圓乃至五千圓にて足るものであるが是を實施設計するに當りて技術者に對する費用も要するから是を豫備費

として金千圓位を見積るとせば充分である猶器械の種類、煙突の高百尺以下なるとき又は地方によりて建築材料等により右經費よりも安價に出来ることもあるのである。而して一ヶ年加工するによりて得らる、利益は大凡左の如きものである。

加工石數	支	出	収	入	利益
七〇〇	一二〇四五四、九	一二七三二、五 ^円	六八五七、六 ^円		
一〇〇〇	一五九八〇〇、四	一六九七五〇、〇	九九四九、六		
一五〇〇	二三五三九三、四	二五四六二五、〇	一九二三一、六		

即ち尿千石より九十貫の硫酸と七十貫の沈澱磷酸石灰を得らるゝとして計算したものである。而して右作業日數を三五〇日とし市外一里半餘の處にて加工するものと假定したるものであれば若し加工場の位置を市内に置くときは右利益

の外に市外運搬費一萬圓内外の節約に於て加工石數に對する利益は一ヶ年一萬五千圓以上三萬圓餘に及ぶのである。

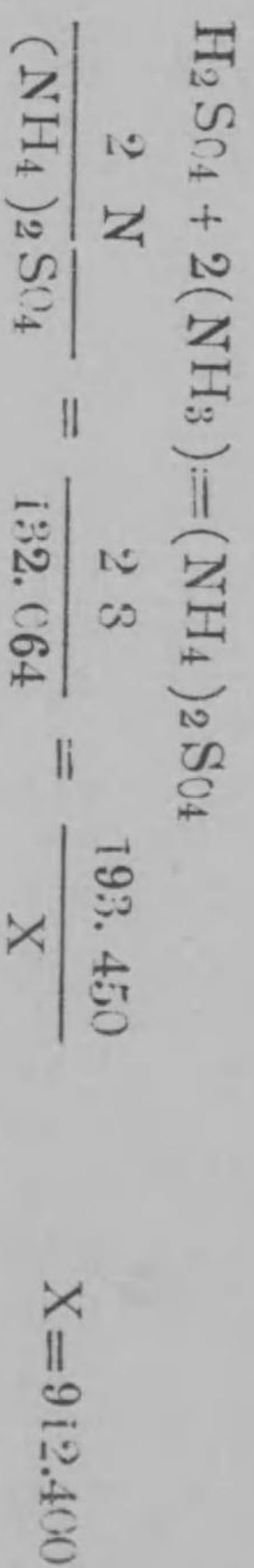
第十七 硫酸アンモニヤの製造化學

尿は其成分の濃淡あるが之を平均すれば窒素は百分中〇四を含むから其千立方「センチメター」(五合五勺)には窒素四瓦(一匁六厘四毛)あるのである然れば尿千石には窒素一九三貫四五〇匁ありて之より硫安は次の如く製造せらるゝのである。

元素	原子量
水素	一、〇〇八
酸素	一六、〇〇〇

窒素	一四、〇〇〇
硫黄	三二、〇〇〇

而して化合作用は左の通りであるから



即ち尿千石よりは九一二貫餘の硫酸アンモニヤは得らるゝのである。又之が製造せらるゝには硫酸の要する量は左の如く計算せらる。

$$\frac{2\text{N}}{\text{H}_2\text{SO}_4} = \frac{28}{98} = \frac{193.45}{\text{X}} \quad \text{X} = 677.$$

即六七七貫の硫酸を要するが一磅一二〇匁とせば五六四一磅の純硫酸を要する譯になるのである然し市場に販賣せらるゝ「ホーム」六十度のものならば七二三

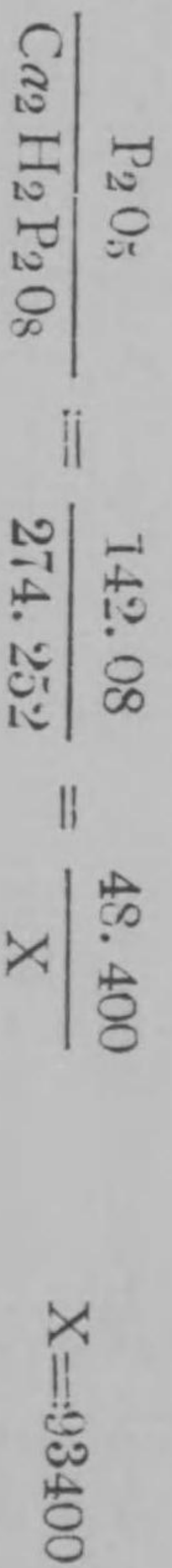
二磅を要することゝなるのである。

今所要硫酸の換算上「ポーマ」度数中其含む純硫酸の量を比ふれば

度数	硫酸(百分率)
五〇	六二、五三
五一	六三、八五
五二	六五、四九
五三	六六、七一
五四	六八、〇五
五五	六九、八九
五六	七一、五七
五七	七二、八二

五八	七四、五一
五九	七六、三〇
六〇	七八、〇四

又尿中には平均百分中〇、一の無水磷酸を含むから尿の五合五勺には其二分六厘六毛を含むのである即ち尿千石には約四八貫四百匁あるから此の磷酸と石灰との化合により左の通り磷酸第二石灰即ち農業上有効なる沈澱磷酸石灰を得らるゝのである。



尿千石より九三貫四百匁の磷酸第二石灰も得ることゝなるのである。
而して九三貫四百匁の磷酸第二石灰を得らるゝには石灰の要する量は

$$\frac{\text{Ca}_2\text{H}_2\text{P}_2\text{O}_8}{2\text{CaO}} = \frac{274.252}{112.14} = \frac{93.400}{X} \quad X = 38.200$$

七八

即ち三十八貫二百匁に相當するのである然れども尿尿處分に石灰を用ふるは沈澱磷酸石灰を得る爲めでなく其中に含まるゝ有機物を分解し又アンモニヤ瓦斯の蒸發を促進する目的であるのである之には二九五貫をも要するから尿千石加工に對しては合計三百三十三貫二百匁の石灰を要する譯になるのである。

而して尿尿加工は一日千石とせば此千石即ち四万八千貫に石灰三百三十三貫餘を加へ之を煮沸して硫酸を製造せらるゝのであるが其廢液沈澱せらるゝもの百分の一とするも一日四八三貫餘の沈澱物を得らることになるのである。かゝる沈澱物には磷酸は約六「パーセント」を含み其外有機物をも多少含むから肥料とする價值があるのである。

第十八 汚物加工場の製造法及び防臭装置

市にて直營する加工場に就ては現今本邦に於ける硫酸會社の製造及び其他に關し充分なる調査研究をなし本事業に對して遺憾なき様計畫したのである今左に其概略を述べれば。

原料は先づ回轉濾過器により紙、布片等の夾雜物を分離せられ之等のものは石灰窒素、石灰或は硫酸鐵等にて處分せられ敢て臭氣の發散することなからしむるのである。而して是等分離法による液体の原料は一の原料罐に送られ次に分配罐に送入せらるゝのであるが罐は其中央部分に原料は入れられ其兩側に此の原料を加熱する廢瓦斯の通路を有することになつてをる。そこで原料は之より蒸發罐に注入せられ他方より石灰乳は混せらるから是等の加熱せらるゝにより「アンモニヤ」其他の瓦斯は化合器に入るのである然し「アンモニヤ」のみは硫

酸と化合して硫酸「アンモニヤ」になるも其他の瓦斯は分配罐を通過して凝縮タンク中の管の中を通過するのである。此タンクは其内に數十本の蛇管ありて此管の外部を水は絶へず流出し常に此の管をば冷却してをる。而して此管を通過したる瓦斯は更に排氣洗滌器の硫酸鐵液及び水の噴霧に逢ひ次に清淨装置の中を通過することであるが以上凝縮タンク及び洗滌器により溶解したる惡臭瓦斯の液体は共に同一の處に流入して次に海中に流出する仕組である。然し是等の液にて惡臭又は魚類其他に害あるときは一先づ木炭の層を通過せしむるか又は此液を稀薄して後ち海中に流し込む装置をしたのである。而して清淨装置には石灰飽和液木炭及び酸化鐵の層を設けてあるが右にて猶ほ惡臭ある時は是を通過せしめたる後燃燒爐に於て瓦斯を燃燒して全く無臭の瓦斯とし之を煙突より放散する装置にしてをるのである。又他方には蒸發罐より排出したる廢液の多

少の臭氣を帶ぶるのみならず其の流れて他に影響ありてはと思ひ是を一先づ沈澱して其上澄液のみを更に沈澱せしめて海中に放流する仕組である。然し此液にして魚族其他に害ある場合は木炭の層を通過せしめるか又は更に此液を稀薄して後ち海中に放流するのである。

第十九 契 約 書

今般名古屋市長阪本鈺之助ヲ甲トシ町井正路ヲ乙トシ名古屋市ノ尿尿ヲ加工スル爲メ特許權並ニ實用新案等ノ行使並ニ實施ニ關シ契約スルコト左ノ如シ

第一條 甲ガ名古屋市ノ尿尿ヲ加工スル爲メ乙所有ノ左記特許及登録實用新案並ニ現ニ出願中ニ係ル特許及實用新案ヲ使用實施スルコトヲ乙ハ許諾セリ

一、第二二九四三號登録實用新案 アンモニヤ瓦斯蒸餾裝置

二、第二七〇七〇號登錄實用新案 石灰乳注入唧筒

三、第二四一四九號特許 硫酸アンモニア製造裝置

四、第一九三九二號實用新案登錄出願中

硫酸アンモニア製造用磁製化合物器

五、第一三七八二號特許願 尿酸硫安工場防臭裝置

六、第六一〇五號特許願最新硫酸アンモニア製造方法

七、第八〇六四號 特許願平賀式硫酸アンモニア製造裝置

第二條 前掲ノ外乙ニ於テ將來尿酸加工ニ關シ特許及實用新案登錄ヲ受ケタルモノハ乙ハ凡テ甲ガ是ヲ使用實施スルコトヲ許諾スルモノトス

第三條 甲ハ第一條及第二條ノ使用及實施ノ許諾代價トシテ金壹萬圓ヲ乙ニ提供スルモノトス

前項ノ代償金ハ本契約カ効力ヲ生ジタル後十日以内ニ甲ハ其十分ノ二ヲ乙ニ支拂ヒ尿酸加工場竣工後十五日間運轉シ甲ニ於テ故障ナシト認メタルトキ殘餘十分ノ八ヲ支拂フモノトス

第四條 甲ハ使用權及實施權ヲ第三者ヲシテ使用シ實施セシメ又ハ第三者ニ讓渡スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ乙ハ甲又ハ第三者ニ對シ代償ヲ求ムルコトヲ得ザルモノトス

第五條 乙ハ名古屋市尿酸加工裝置ノ設計及工事ノ監督ヲナシ是ヲ完成セシムルノ責ニ任ス

但是ニ要スル乙ノ實費ハ甲ノ負擔トス

第六條 前條ノ完成期日ハ本契約ノ効力發生後五ヶ月以内トス

但不可抗ノ事由生ジタル場合又ハ甲ノ承認ヲ得タル場合ハ此限ニ非ズ

第七條 乙ニ於テ本契約ヲ履行セザルトキハ違約金トシテ金貳萬參千參百拾五圓ヲ甲ニ支拂フモノトス

但甲ガ乙ノ本契約不履行ニ基ク實際上ノ損害賠償ノ請求ヲナスモ乙ハ是ヲ拒ムコトヲ得ザルモノトス

第八條 本契約ハ名古屋市會ニ於テ第三條ノ代償金ニ關スル豫算ノ議決ヲ經タル後効力ヲ生ズ

第九條 本契約ノ効力ヲ生ジタルトキハ特許權ノ行使及登録實用新案實施ニ關シ名古屋市ニ限り登録ヲ請ルモノトス

右契約ノ事實ヲ確證スル爲メ本契約書式通ヲ作成シ各自其壹通ヲ所持ス

大正三年七月八日

第二十 屎尿より硫酸を製造する會社

東京北豊島郡尾久村字上尾久 大日本硫酸株式會社

明治四十二年創立せられ一日二五〇石加工の製造力を有したるが後ち東京硫酸肥料株式會社と改稱せられたのである然し現今製造を止てをる

横濱市字西平沼 横濱肥料株式會社

明治四十二年より製造を初めたが現今は原料尿不足のため収支償はざるとのことで其製造を止めてをる然し一日一二〇石加工の製造力を有してをるのである

函館區龜田村字村田 函館硫酸肥料合資會社

明治四十五年三月より作業を開始せられたが原料蒐集の位置の困難なるため製造を中止してをる然し製造力は一〇二五〇石加工である

東京北豊島郡尾久村字上尾久 日本硫安肥料株式會社

明治四十五年六月より製造を開始し一日七五〇石加工の装置である現今製造を繼續してをるが原料増加の方法によりては一層の利益あるべしとのことである

大阪西成郡今宮元木津字虚空藏濱 大阪硫安株式會社

明治四十五年二月頃より製造を開始し一日七五〇石加工せらるゝ装置である今は製造を中止しをるとのことである

愛知硫安肥料株式會社

大正二年六月より製造を開始せられたが臭氣問題の爲め大正三年八月卅一日限り加工事業不可能に終つた然し一日千石加工の製造力を有したのである
右の外明治四十五年の頃に大連及び京城南山商會經營に同じく尿尿より硫安製造の工場を設置せられ何れも一日七〇〇石餘の製造力を有してをるとのことである

ある

第二十一 各都市の尿尿一日排泄量

市區名	人	口	一人一日五合五勺	一人一日六合五勺
東京	二〇三三三三二〇	一一一八三石三	一三二一六石六	
大阪	一三八七三六六	七六三〇、五	九〇一七、九	
京都	五〇八〇六八	二七九四、四	三三〇二、五	
名古屋	四四七九五	二四六三、八	二九一一、七	
神戸	四四〇七六六	二四二四、二	二八六五、〇	
横濱	三九六一〇一	二一七八、六	二五七四、七	
長崎	一六〇四五〇	八八二、五	一〇四三、〇	

和歌山	岡山	佐世保	小樽	福岡	札幌	仙臺	函館	吳	金澤	廣島
七七〇九五	八六一五三	八九九三六	九二八三〇	九五四二三	九六八九七	九七一三一	九八八八五	一一九〇六〇	一二七二六七	一五九〇〇〇
四二四、〇	四七三、九	四九四、七	五一〇、六	五二四、九	五三三、〇	五三四、二	五四三、九	六五四、九	七〇〇、〇	八七四、五
五〇一、一	五六〇、〇	五八四、六	六〇三、四	六二〇、三	六二九、九	六三一、四	六四二、八	七七三、九	八二七、二	一〇三三、五

沖繩那覇	福井	静岡	熊本	富山	新潟	徳島	下關	横須賀	門司	鹿兒島
五五二四四	五五八七八	六一四八八	六三一二四	六四八二二	六五六七四	六九六二九	七〇七五五	七一五一一	七一九七七	七五九〇五
三〇三、八	三〇七、三	三三八、一	三四七、一	三五六、五	三六一、二	三八三、〇	三八九、一	三九三、三	三九五、九	四一七、五
三五九、〇	三六三、二	三九九、六	四一〇、三	四二一、三	四二六、九	四五二、六	四六〇、〇	四六四、九	四六七、九	四九三、四

甲府 五三六七二 二九五、一 三四八、八

宇都宮 五三二〇四 二九二、六 三四五、八

岐阜 五〇八七二 二七九、四 三三〇、六

備考 人口ハ大正三年十月官報に因る一人一日の排泄量五合五勺は農商務省統計六合五勺は名古屋市の計量に依るものにして何れも老若男女を通せるものなり

第二十二 特許及實用新案

硫酸アンモニヤを製造する機械及装置は種々あるが左に掲ぐるものは公報によれるものである然し出願中のものも多くありといひ又續々許可せらるる件數も増加するから日を逐ふて此種の特許及ひ實用新案も多くなると思ふのである。今

や尿尿より硫酸製造に關して外國にても又我が國にても近來研究せられ又都市の發展上衛生の見地より尿尿處分の良法を發見せんとする時勢であるから余は是等の進歩の速かならんことを希望するのである。

今發明考案の沿革の順序を簡單に記入するが詳細は公報に就て見るべし。又是等に就ては余は諸先輩及斯道の學者又は實地家によりて高説を承り居れば多少是に關しては稍々參考の資を讀者に與ふことを得ると信するのである。余は相互の是等の研究に従事する人士と意見を交換したい考である。

番 號	登 録	種 類	權 利 者
一八二三七特許	四十三年七月	製 法	小 西 租 一
一九二三〇全	四十四年一月	蒸 發 釜	全
一九九八〇全	四十四年五月	分 離 器	全

二二九四三實用	四十五年一月	蒸餾装置	町井正路
二七〇七〇全	大正二年四月	唧筒	全
二八七二三全	全	九月	蒸餾装置
二九三六二全	全	十一月	大正式
二四一四九特許	全	六月	蒸餾装置
二七七二九實用	全	六月	蒸餾器
二九八一三全	全	十二月	富國式
二九八一四全	全	全	全
二九八一五全	全	全	全

第一八二三七號全 四十三年七月一日特許 特許權者 小西租一外一人

糞尿より硫酸アンモニアを製造する方法

本發明は糞尿に豆類殊に大豆の粉末若くは大豆を水漬し壓搾して得た液汁を混和して糞尿中に含有する尿素及び尿素屬のものを悉くアンモニア態の化合物に變せしめ之れを容器に移し少量の石灰を加えて加熱し發生したアンモニア瓦斯を硫酸槽に導き化合せしめて出来る硫酸アンモニア製造法である。

第一九二三〇號 全四十四年一月二十六日特許 特許權者 小西租一

關式硫酸安母尼亞製造用蒸發釜

本發明は釜上の遮板を側心漏斗狀板とし之れを階段狀に排列して心の偏つた側の急斜面に氣體の通路を設け孔の上を鐵製弓形笠にて蔽ひ通路から出た氣體が之れに接觸する様にするもので此機械の目的は糞尿を原料とし之れを熱してアンモニア瓦斯を抽出し原料の沸騰する時其内に含有する有機物並に石灰等の固形物が氣體に混和して蒸發したり又は水分の昇騰するのを防ぐもので又有機物

や石灰等の固形物が遮板面に滞積せず上段から順次落し遮板面を流下する液体に多くの加熱面を與へてデフレクメーターの作用を有効にならしむるのである

第一九九八〇號 全年五月十六日 特許權者 小西租一

關式硫酸アンモニア分離器

本發明は圓筒内に傾斜溝を持つてゐる遮板を一枚づゝ互違に階段狀に排列し溝の兩側は溝の方向に傾斜せしめ其斜面に氣孔と是を蔽ふ鐵製局形笠を裝置したるものにて前節にて紹介した關式硫酸アンモニア製造用蒸發釜の上方に取付けて蒸發釜より出て來る安母尼亞瓦斯中の混和物を分離せしめ且つこれを直ちに蒸發釜中に逆戻せしむるものである。

登録實用新案第二二九四三號 全四十五年一月十一日登録

アンモニア瓦斯蒸餾裝置 實用新案權者 町井正路

登録實用新案第二七〇七〇號 大正二年四月五日登録

石灰乳注入唧筒 實用新案者 町井正路

登録實用新案第二八七二三號 大正二年九月三十一日登録

實用新案權者 加藤一枝外三人

蒸餾裝置

圓筒の周壁に數多の小孔を設け其外周を毛織物或は棕櫚の様なもので被ひ其外周を更に數多の小孔を設けた圓筒を以て被覆し三重の濾過面を持ちて其内部には螺旋を裝置し蒸餾物を排送するには送入口より送出口を小さくし蒸餾物は残渣のみを排出し濾過液は「之」の字狀に裝置されて蒸氣管を通じてゐる凸凹斜面板を流下してゐる間に蒸餾され廢液は排出され蒸餾された瓦斯は凝縮器に導かれる構造である。

登録實用新案第二九三六二號 全年十一月十日登録

實用新案權者 加藤 一枝
全 上 長 濱 實

大正式蒸餾装置

一種の蒸餾函に二重底を設け該二重底を貫通して側壁は上方に突出し上端は鋸齒状をなして流下孔を設けたものを重積し各二重底を管により連結し蒸氣を通ずる様にし上方に排氣口を設け下方に液容器を設け中部に藥品注入管を設け熱の不良導体を以て外部を包被したるものである。

第二四一四九號 大正二年六月十六日特許

特許權者 町井 正路

硫酸アンモニア製造装置

本發明は骸炭製造用竈上及焔道に安母尼亞蒸餾装置を適當に配置し各鐵部の火焔に接觸する部分には特種の塗料を塗つて熱の分布を均等ならしめ又鐵材の耐久力を増さしむる爲めに排氣唧筒及冷却器を用ひて壓力を減じ又特種の分離器を用ひて「ブライミング」に由りて生ずる障礙を防ぎ低温にて蒸餾する事の出來る装置で其目的とする處は骸炭製造に何等故障を與へず其餘熱を利用しアンモニアを蒸餾し品質良好な硫酸アンモニアを製造するものである。

登録實用新案第二七七二九號 大正二年六月五日登録

實用新案權者 福田 回三郎

福田式硫酸安母尼亞製造器

本器は主して廢棄熱を利用する爲め煙道に傾斜爐を接続し爐内に泡發器を備ふる圓筒形の蒸發管を階段狀に配置し各管は兩端に於いて小管にて連絡し上位の

蒸發管は豫熱蛇管に連なつて傾斜爐の上部に蒸發皿を段狀に配列したものである。

登録實用新案第二九八一三號 大正二年十二月十六日登録

考案者 越川善七外三人

右考案者 横山淺雄

全 石上亥三

富國式糞尿製肥裝置

本器は二重底とし中底下には排液管及冷空氣或は熱空氣を入るゝ爲め給氣管を通じ中底上には濾過材料を敷き周圍には興熱裝置のある濾過醱酵槽を裝置したもので尿尿に過燐酸石灰を加へ攪拌し支熱醱酵せしめて肥料を造るものである
登録實用新案第二九八一四號 登録期日及考案名同斷

富國式糞尿製肥裝置

尿尿を沈澱濾過せしめ之れに石灰乳を加へて蒸餾せしめ更に瓦斯分離器より蒸餾蓄積せるアンモニア瓦斯を硫酸と混和して肥料を製造する裝置。

登録實用新案第二九八一五號 登録期日及實用新案權者右同斷

富國式糞尿製肥裝置

前裝置と大差なし。

登録實用新案第三二一四五號 大正三年七月

大正式惡臭瓦斯燃燒爐 右權利者 加藤一枝

長濱 實

登録實用新案第三三三三七號 大正三年十月

KA式塵埃燒却裝置 右權利者 加藤一枝

登録實用新案第三三七三四號 大正三年十二月

渥美範次郎

K A式乾燥装置 右権利者 加藤 一枝

渥美範次郎

登録實用新案第三二五八四號 大正三年八月

硫酸アンモニア製造用磁製化合器 右権利者 町井 正路

登録實用新案第三二五八三號 大正三年八月

硫酸アンモニア製造用分離装置 右権利者 町井 正路

登録實用新案第三三五六九號 大正三年十一月

尿屎硫安防臭塔 右権利者 町井 正路

附 録

第一 市會議長の内務大臣への意見書

本市行政ノ諸設備ハ長足ノ進歩ヲ以テ發展シ今ヤ戸數七萬人口三十萬ヲ超過シ
 從テ公衆ノ衛生上市民ノ尿尿ハ現在ノ如ク市民ノ措置ニ委スルヲ許サザルニ至
 リタルノミナラス現ニ本市ガ計畫中ニ係ル上下水道布設ニ關シ市ニ於テ市民ノ
 尿尿ヲ措置セハ一ハ衛生上汚物措置ノ方法其適切ヲ得一ハ幾分ノ收利ヲ獲テ上
 下水道布設ノ經費ヲ補フヲ得ベシ然ルニ内務省令ノ規定ニ依リ本市ハ時宜ニ適
 シタリト信スル前陳汚物ヲ措置スルノ權能ヲ有セス故ニ本市會ハ全會一致ヲ以
 テ監督廳ニ對シ明治三十三年内務省令第五號汚物掃除法施行規則第二十二條ヲ

左ノ如ク改正セラレタキ旨ヲ開陳スベキコトヲ決シタリ

汚物中尿尿ハ地方廳ニ於テ地方ノ情狀ニ依リ市又ハ掃除義務者ニシテ處分セシムルコトヲ得

右市制第三十三條ニ依リ意見書呈出候也

明治三十九年三月廿九日

第二 市長の内務大臣への上申書

文化ノ進進ハ自治行政團體ノ活動ヲ要求シ其活動ハ諸般ノ經營施設トナリ以テ都市ノ發展ニ資セントスルハ今日ノ趨勢ナリ我名古屋市ハ時運ノ向フ處ニ鑑ミ數百年間墨守シ來レル保守政策ヲ排シ港ヲ築キ道路ヲ開キ以テ交通運輸ノ途ヲ講スルト共ニ百般ノ事業ヲ勸メ殖産工業ノ發達ヲ計リ公共ノ組織機關ヲ設ケ都

市的設備ヲ完カラシムル等其局ニ當ル者ヲシテ日モ猶不足ノ感アラシム

惟フニ名古屋ノ地タル兩京ノ間ニ介在シ其勢力範圍トスル所十縣ニ跨ル今日ノ繁榮偶然ニアラス殊ニ明治四十二年ニ開催セラレヘキ關西府縣聯合共進會ハ三府二十八縣ノ多キニ亘リ其設備ハ堂々乎トシテ一大博覽會ノ觀アラシムルガ如キ元ヨリ名古屋市面目トシテ自ラ期待スル處ナリ

斯ク名古屋市ノ施設經營セントスル處ノモノ多端ニシテ常ニ巨額ノ經費ヲ要シ市ノ財政亦自ラ其急ヲ告ケントスルニ際シ衛生行政ノ革新ヲ旨トシ且其財源ノ一端トシテ汚物掃除法施行規則第二十二條ノ制限ヲ撤シ本法ノ精神ヲ貫遂センコトヲ希望シ既ニ之ニ關スル意見書ヲ提出セリ其趣旨ニ曰ク汚物掃除法施行規則第二十二條制定ノ精神ハ尿尿ヲ有價物ト認メ掃除義務者ノ利益ヲ保護スルニアルガ如シト雖モ而モ其當分ノ内云々ト規定シタルハ永久ヲ意味セザルコト明

白ナリ故ニ名古屋市會該規則第二十二條ヲ全然削除スルカ若クバ「汚物中屎尿ハ地方廳ニ於テ地方ノ情狀ニヨリ市又ハ掃除義務者ヲシテ處分セシムルコトヲ得」ト改正セラレシコトヲ希望シタリ

此市會ノ希望ハ元ヨリ掃除義務者ヲシテ其利益ヲ犠牲ニ供セシメントスルモノニ非スシテ寧ロ健實ナル市民ガ市ノ財政ニ關シ時宜ニ適シタル好個ノ財源トシテ自ラ進ンデ自己ノ小利ヲ提供シ集メテ一團トナシ大利ニ化セシメントスル經濟的美舉ナルニ顧ミ民意ヲ代表シタル結果ニ外ナラズ故ニ名古屋市ハ他ノ都市ト其事情ヲ異ニスル處アル亦論ヲ俟タズ

名古屋市參事會ハ民意ノ存スル處ニ隨ヒ市會ノ希望ヲシテ現實ナラシメ都市經營ヲシテ圓滿ナル解決ヲ求メンコトヲ期シ爰ニ貴省令改正ノ詮議ヲ仰グ次第ニ有之格テ及上申候也

明治四十一年十一月十一日

第三 市長より内務大臣への上申書(再)

近時我名古屋市ハ人口頻ニ膨大ヲ告ケ各種ノ産業ハ勃然トシテ起リ益々市ノ繁榮ヲ來サントスルニ從ヒ市ノ施設經營スベキ事業モ亦頗ル多端ヲ極ム就中衛生行政ノ一大革新即是レナリ於是乎本市ハ先ツ上下水道ノ敷設共葬墓地ノ設置屠場市營等各々之ガ企劃ノ方針ヲ定メ着々工事ノ進捗ヲ促シツ、アリト雖モ獨リ衛生上遺憾トスルハ彼ノ除穢法ノ設備ナキ一事ナリトス蓋シ除穢ノコトタル都市衛生政策上最大重要ノ問題ニ屬シ一日モ忽諸ニ付スベカラザルモノタリ而シテ目下本市ニ於ケル除穢ノ惡弊タル其行ハル、範圍益々増大トナリ殆ンド底止スル處ヲ知ラザルモノ、如シ這ハ管ニ衛生上危害アルノミナラズ延テ風教上ニ

影響ヲ及ボスモノ亦極テ甚大ナリ而シテ是等惡弊ハ舊來ノ慣行ナルヲ以テ根本的制度ヲ改ムルニ非ザレバ到底矯正ノ術ナキナリ惟フニ汚物掃除法ヲ斷行シ以テ汲取時間諸器具ノ改造汲取人ノ身柄及着衣搬出方法搬出場所等ニ關シ適當ナル改良ヲ實行スルノ一途アルノミ曩ニ意見書提出セシガ如ク我名古屋市民ハ衛生行政ノ革新ヲ旨トシ屎尿ノ處分ヲ市ニ屬セシムルヲ適當トナシ名古屋市會ハ之ガ遂行ヲ期センガ爲メ汚物掃除法施行規則第二十二條ノ改正ヲ求メ又名古屋市參事會ハ之ガ實行ノ速ナランコトヲ希望シタリ故ニ掃除法ノ改良ハ本市民ノ双手ヲ舉ゲテ歡迎シ鶴首シテ規則ノ改正ヲ待チツ、アル所以ニシテ之ヲ斷行スルモ他日物議ヲ惹起スルガ如キ懸念毫モ之アルナク全ク時機ノ豊熟シタルモノト確信スルヲ得ン

今ヤ本市ニ於テ開設セラルベキ第十回關西府縣聯合共進會ハ開期將ニ目睫ニ逼

リ本市ハ極力市内ノ清潔保持ニ努メ病毒侵入ノ防遏ニ盡瘁シツ、アリ冀ク此時機ヲ利用シ貴省令ヲ改正セラレ本市民ノ希望ヲ満足セシムルト同時ニ汚物掃除法ノ本能ヲ發揮シ衛生上ノ目的ヲ貫徹セラレシムルコトヲ名古屋市參事會ハ再ビ議ヲ決シ爰ニ謹テ何分ノ御詮議相仰度及上申候也

明治四十二年四月十九日

名古屋市參事會

第四 內務省令の改正

內務省第十三號

明治三十三年三月內務省令第五號汚物掃除法施行規則中左ノ通改正ス

明治四十三年四月四日

第二十二條尿尿ニハ當分ノ内第五條ノ規定ヲ適用セズ掃除義務者ニ於テ之ヲ處分スベシ

但シ土地ノ狀況ニ依リ地方長官ニ於テ必要ト認メタル場合ニハ市ヲシテ處分セシムヘシ

前項但書ノ場合ニ於テハ地方長官ハ其處分方法ヲ具シ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ

參照

第二十二條尿尿ハ當分ノ内第五條ノ規定ヲ適用セズ掃除義務者ニ於テ之ヲ處分スベシ

第五 市長の尿尿市營に關する知事への上申

本市の急激なる膨脹發展は忽ち衛生行政の上に一大革新を加ふるの止むを得ざるに至らしめたり就中本市内産出の尿尿は從來市民各自の處分に係るを以て諸種の弊害を助長し衛生上の發達を妨ぐることを不尠候に付ては本市は先づ此處分を市に於て實行することに致度勿論本市々會は既に其必要を認め曩に決議の上意見書提出したる次第にして之を實行するも何等物議を惹起する等のこと萬々無之と確信致候條汚物掃除法施行規則第二十二條に依り尿尿の處分は市をして之を爲さしむることに至急縣令御發布相成度別紙計畫書相添此段及具申候也

明治四十四年二月廿三日

尿尿處分計畫書

第一 汲取處分スベキ尿尿ノ範圍

名古屋市は市の區域内に於て排泄する處の尿尿全部（市民は勿論師團鐵道停車

場官公署學校病院公共便所其他悉皆とす)を汲取處分するものとす但稻永新田千年、熱田新田東組、熱田前新田の各字は自家農業用肥料として尿尿全部を使用するものと見做し又現在市街地の區域内に於て専ら農業を營む住民の尿尿は從來の慣行に依り自用に供する部分は其住民の處置に任すべく其他宅地内に在る耕作物の肥料に供する從來の慣行は之を改めざるものとす

第二 尿尿汲取區劃

尿尿汲取區劃を左の通り分割す但別紙第一號略圖添付す

第一掃除區 西區一圓

第二掃除區 東區一圓

第三掃除區 中區ノ内鐵砲町通以西

第四掃除區 中區ノ内鐵砲町通以東

第五掃除區 南區一圓

第三 事務所

事務所は市内適當の場所に中央本部を設け更に各掃除區毎に支部を置く事務所には本支部共各公衆電話を架設し市民の便利と事務の敏捷を圖る事務所には若干名の掃除監視吏員を常置し且つ常設人夫若干を置き又汲取運搬に須要なる器具車輛等を設備し尿尿停滯の通知を受けたる時は速に處置すべきものとす

第四 尿尿容器及運搬車

尿尿容器は別紙圖面の如く一定し臭氣の發散せざる様嚴密なる構造を爲し又運搬車は馬車及手車の二種を使用すべし但改造期限は實行初日より一ヶ月以内とす

第五 尿尿貯溜場

尿尿貯溜場は市街地外おして衛生上無害の場處を撰み別紙の圖に基き枇杷島口外四ヶ處に之を設くるものとす但貯溜場には各監督員を置き取締をなさしむべし

第六 病毒潜伏の虞ある尿尿

病毒潜伏の虞ある尿尿は硫酸アンモニヤ製出する方法を採るか又は他の適法なる理化學的消毒を施行し絶体に其危険を防遏すべし尤も汲取運搬容器貯溜池等は凡て之を別異し普通尿尿と混同せしめざるものとす

第七 尿尿汲取掃除

尿尿の汲取は停車場、師團、學校、病院、工場、會社及公設便所等の如き多量に排泄する場處は毎日其他は隔日又は少くも壹週毎に一回以上汲取るものとす

但此制限を必要とせざる事情あるものは特別の制限を設け汲取ることあるべし尿尿壺に對しては汲取の際其周圍を適當に掃除し且公設便所其他傳染病毒潜伏の虞ある場所に對しては汲取の際又は臨時に消毒藥を撒布し病毒の撲滅並に清潔保持に力むべし

第八 監督方法

戸數八萬と假定し巡視一人をして一千戸づゝ受持たしめ此人員八十名各事務所並に途上取締内勤等此人員十三人外に監督十一人合計一百四人を増員し専ら此事業の監督に當らしむ

第六 尿尿市營の經費

(一) 初年度

經常費の部

一一四

給料 二五一六四圓

巡視一人十九圓九三分、監督一人三十圓十一分

被服 三六六九圓

巡視一人三九圓ノ割

賄料 三二九圓

宿直及夜勤

備品 二一〇圓

消耗品 二〇〇圓

印刷費 五圓

通信費 四〇〇圓

点燈料 一七圓

借家料 一二〇圓

雇人料 七三三八三圓

汲取運搬人夫賃

備品 六六八〇圓

消耗品 七六〇〇圓

馬飼費 一八〇〇圓

雜費 七五〇圓

合計 一二〇三二八圓

臨時費ノ部

土地買上費 三七五〇〇圓

尿管貯溜池事務所

工事費 二三九八八圓

右費用

建築費 一六六八〇圓

事務所

雜費 二〇〇〇圓

合計 八〇一六八圓

一一五

累計 二〇〇四九六圓

(二) 次年度

給料 二五一六四圓

被服 一一五八圓

賄料 三二八圓

備品 二一〇圓

消耗品 二〇〇圓

印刷 五圓

通信費 三四〇圓

点燈料 一七圓

借家料 一二〇圓

修繕費 五〇圓
雇人料 七三一八二圓
備品 六二〇圓
消耗品 七六〇〇圓
馬飼費 一八〇〇圓
合計 一一〇七〇五圓

第七 屎尿市營の縣令

縣令第二十二號屎尿處分ニ關スル件左ノ通り定ム

明治四十五年二月七日

愛知縣知事 深野 一三

屎尿處分ニ關スルノ件

一一八

明治三十三年^三内務省令第五號汚物掃除法施行規則第二十二條ニ基キ名古屋市

ニ限リ左ノ方法ニ依リ市ヲシテ屎尿ヲ處分セシム

一、屎尿ヲ汲取運搬スル時間ハ正午十二時迄トス但シ止ムヲ得サル事由アルト
キハ認可ヲ得テ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

屎尿汲取ハ學校、病院、工場、會社、公設便所其他多量ニ排泄スル場所ニ對

シ毎日又ハ隔日若ハ臨時其他ハ少クトモ二週間一回以上汲取ラシムルコト

公設便所ニハ汲取ノ際防臭劑ヲ撒布シ清潔保持ニ力メシムルコト

汲取ノ際ハ廁圍及其周圍ヲ不潔ニシ又ハ汲取口ヲ開放シ置クカ如キ所爲ナカ
ラシムルコト

一、屎尿容器ハ金屬製タルヘク及木製桶トシ屎尿ノ漏泄臭氣ノ發散ヲ防止スル

構造トシ不体裁ナカラシムルコト

一、運搬車ハ馬車及手車トシ屎尿容器ニ適當セル構造トナスコト

一、汲取リタル屎尿ハ貯溜場内ノ屎尿溜ニ蒐集セシムルコト

一、屎尿貯溜場ハ市街地以外ニシテ人家ヲ距ルコト九十間以上タルヘキコト

貯溜場ノ數ハ四ヶ所以上トシ各所ニ屎尿溜、事務室、使丁室、人夫詰所、馬
車置場、物置、便所、厩舍及屎尿洗落水溜樹等ヲ設置スルコト

屎尿溜ハ「コンクリート」、「石材、煉瓦石、漆喰、セメント」「モルタル」
又ハ鐵材ノ類ヲ以テ之ヲ作り適當ノ屋根ヲ設ケ臭氣ノ發散ヲ防止スル嚴重ナ
ル装置ヲ爲スコト

貯溜場ノ外圍ハ高サ九尺以上ノ墻塀ヲ設クルコト

一、蒐集シタル屎尿ハ五日以上放置シ又ハ化學的方法ニ依リ固形肥料ニ製出シ

一一九

之ヲ處置スルコト

前項ノ尿尿ハ一定ノ價格ヲ以テ平等ニ農民ニ分配スルコト

一、病毒潜伏ノ虞アル尿尿ニハ消毒方法ヲ施行スルコト

病毒潜伏ノ虞アル尿尿ハ普通尿尿ト區別シ其汲取、容器、運搬車、貯溜池等
ヲ混同セサルコト

一、事務所ハ市内適當ノ場所ニ中央本部ヲ設ケ各區ニ支部ヲ置キ本支部共ニ通
信機關ヲ設備シ市民ノ便利ト事務ノ敏捷ヲ圖ルコト

事務所ニ掃除監視吏員及常設人夫ヲ常置シ汲取及運搬ニ須要ナル器具車輛等
ヲ設備シ定時汲取以外ニ於テ尿尿停滯ノ場合ニハ速ニ處置セシムルコト

一、相當員數ノ監視吏員ヲ專任シ監督ノ嚴正周到ヲ期スルコト

附 則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

縣令第二十一號

尿尿運搬ニ關スル件左ノ通定ム

明治四十五年二月七日

愛知縣知事 深野 一三

尿尿運搬ニ關スル件

尿尿ノ運搬ハ名古屋市内ニ限リ左ノ各號ニ依ルヘシ

一、運搬ノ時間ハ正午十二時迄トス但止ムヲ得サル事由アルトキハ最寄警察官
署ニ届出認證ヲ受ケ之ヲ携帯スルコト

二、運搬容器ハ堅牢ニシテ密閉シ得ヘキ覆蓋ヲ備ヘ臭氣及汚液ノ發散漏泄セサ
ル構造トナスコト

前項第一號ハ市ニシテ認可ヲ受ケタル場合ニ之ヲ其運搬ニ適用セス
本令ニ違背シタルモノハ貳拾圓未滿ノ科料ニ處ス

附 則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八 興農株式會社目論見書契約書及定款

目 論 見 書

資本金參十萬圓

第一回拂込金七萬五千圓

内 譯

金三萬二千圓

貯溜場四ヶ處

金一萬八千圓

市役所へ供托保證金

金二千圓

創立費

金二萬二千圓

流通資金

一ヶ年収入支出對照表

一金十五萬八千圓

總収入額

内 譯

金十三萬七千五百圓

(大人二十七萬五千人ニ對スル尿尿料)
一人一ヶ年金五十錢

金一萬五千圓

小兒(十一歳ヨリ十八歳マデ)六萬人ニ對
スル尿尿料(一人一ヶ年二十五錢)

金五千圓

學校公設便所官公署

金五百圓

雜収入

金十四萬二千圓

總支出額

内 譯

金十二萬圓

市役所納付金

金一萬二千圓

職員給料

金六千五百圓

常設人夫賃

金一千二百圓

消耗品費

金一千三百圓

諸税金

金一千圓

雜費

差引利益金一萬六千圓

處 分

金三千二百圓

法定積立金

金一千六百圓

器具償却金

金三千圓

役員賞與金

金六千圓

株主配當金(年八朱)

金二千二百圓

後期繰越

契 約 書

名古屋市長阪本鈔之助ヲ甲トシ興農株式會社創立發起人吉田高朗外八名ヲ乙トシテ左ノ事項ヲ契約ス

一別紙契約ニ基ク一切ノ權義ハ興農株式會社成立ニ至ルマテ乙ニ於テ履行シ

會社成立ノ上ハ之ヲ繼承セシメ同一ノ契約書ヲ交換ス

二會社ノ定款ハ豫メ市長ノ承認ヲ經ルヲ要ス

右契約ヲ證スル爲メ本書二通ヲ作成シ記名調印ノ上各一通ヲ所持スルモノ也

明治四十五年三月廿六日

名古屋市ノ處分權ニ屬スル尿尿ノ汲取ニ關シ名古屋市ヲ甲トシ興農株式會社ヲ乙トシ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 本契約ニ於テ甲ノ處分權ニ屬スル尿尿トハ市ノ區域内ニ於ケル尿尿ノ内左ノ各號ヲ除キタル殘部ヲ總稱ス

一、稻永新田、千年、熱田新田東組、熱田前新田ノ各字ニ於ケル尿尿

一、熱田神宮、離宮、師團、官廳(縣廳警察官署郡役所ヲ除ク)官立學校、停車場等

三、前項ノ外市ノ住民ニシテ從來ノ慣行ニ依リ自家用耕作物ノ肥料ニ供スル部分ノ尿尿

但本號自家用者ノ數ハ一千戸ト假定ス

第二條 甲ハ自己ノ處分權ニ屬スル尿尿ノ汲取ヲ明治四十五年四月一日ヨリ明

治五十一年三月三十一日迄六ケ年間乙ヲシテ受負ハシムルモノトス

第三條 乙ハ尿尿代一ケ年金拾貳萬圓ノ割ヲ以テ甲ニ納入スヘシ但明治四十五年度前半期分ハ之テ免除ス

第四條 尿尿代ハ之ヲ折半シテ二期ニ分納スヘシ其期間ハ四月一日ヨリ九月三十日マテテ前期トシ十月一日ヨリ翌年三月三十一日マテテ後期トシ各期間經過後二十日以内ニ納入スヘキモノトス

第五條 乙ハ尿尿ノ汲取方法ニ關シテハ明治四十五年二月縣令第二十二號ニ據ルノ外左ノ各號ヲ遵守スルモノトス但公設便所ニ對スル防臭劑ノ撒布ハ市ニ於テ之ヲ行フ

一、市街地外ニシテ衛生上無害ノ場所ヲ選ヒ五ヶ所以上ノ尿尿貯溜場ヲ設クヘシ但五ヶ所ノ總容量ハ少クモ三萬石以上タルヲ要ス

- 二、貯溜場ニハ看守人ヲ常置シ諸般ノ取締ニ當ラシムルト同時ニ常ニ清潔方法ヲ嚴行シ衛生上毫無危険ナカラシムルヲ要ス
- 三、傳染病毒潜伏ノ虞アル尿尿ハ化學的消毒ヲ行フヘシ
- 四、尿尿容器及運搬器等ノ種類構造員數ハ甲ノ指示ニ從ヒ之ヲ設備スヘシ
- 五、五ヶ所以上ノ事務所ヲ市内若クハ其附近ニ設ケ汲取ニ關スル諸般ノ事務ヲ取扱フヘシ但事務所ニハ必ス電話ヲ架設スヘシ
- 六、事務所ニハ事務員及汲取人夫若干名ヲ常置シ且汲取ニ要スル器具車輛等ヲ準備シ尿尿停滯ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ處置スヘシ
- 七、尿尿ノ汲取ハ親切丁寧テ旨トシ毫無都合ノ行爲アルヘカラサルハ勿論汲取後其周圍ヲ適當ニ掃除シ清潔ナラシムヘシ
- 八、事務所貯溜所ノ位置并ニ構造ハ豫メ甲ノ承認ヲ受クヘシ消毒所ヲ設置セン

トスルトキ亦同シ

- 九、尿尿ノ汲取ニ關シテハ第三者ノ所爲ト雖モ乙ニ於テ其ノ責ニ任スヘキモノトス

十、法令ノ改廢監督官廳ノ命令又ハ甲ニ於テ汲取方法ノ改善ヲ必要ト認メタルトキハ甲ハ乙ニ對シ之カ施行ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 乙ハ受負保證金トシテ尿尿代金一ヶ年分ノ百分ノ十五ヲ年度始メニ於テ甲ニ納入スヘシ

第七條 乙ハ其定款ヲ變更シ又ハ資本金ヲ増減シ若クハ社債ヲ起サントスルトキハ豫メ甲ノ承認ヲ受クルヲ要ス

第八條 甲ハ乙ノ業務ヲ監督スル爲メ何時タリトモ事業ノ報告ヲ徵シ又ハ帳簿並ニ諸般ノ文書ヲ檢閲スルコトヲ得

第九條 乙ハ年度經過後二十日以内ニ事業ノ成績ヲ甲ニ報告スヘシ

第十條 乙カ第三者ト尿尿ノ取引ヲ爲ス場合ハ其尿尿代ノ標準ハ大人ハ一年

金五拾錢以下小人(十歳未満ハ之ヲ除ク)ハ其半額以下ニ下スコトヲ得ス

特殊ノ事情ニ依リ前項ノ標準ノ變更スルノ必要アルトキハ甲ノ承認ヲ受クルヲ要ス

第十一條 乙ノ損益勘定ハ豫メ甲ノ承認ヲ受クルヲ要ス乙ノ配當金年百分ノ六

ニ達セサルトキハ甲ハ本契約ノ實行ノ期間(初年度ハ之ヲ除ク)ニ限り之ニ達セシムヘ

キ金額ヲ補給スヘシ但補給額ハ如何ナル場合ト雖モ拂込資本金ノ百分ノ六ヲ超過スルコトヲ得ス

乙ノ配當金年百分ノ八以上ナルトキハ其超過シタル利益ノ半額ヲ甲ニ提供スヘシ

第十二條 乙ガ天災地變、傳染病流行、尿尿自家用者ノ増加汲取方法改良命令

ノ實行其他正當ノ理由ニ因リ一廉ニ對シ二百圓以上ノ損害ヲ受ケタルコトノ

甲ニ於テ承認シタルトキハ甲ハ該損害ニ相當スル金額ヲ第三條ノ納付金ヨリ控除スヘシ

前項ニ基ク尿尿代ノ計算ハ第十條ニ依ル尿若クハ尿ノ一方ヲ使用シタルモノニ對スル計算ハ其一方ヲ五分トス

第十三條 乙ニ於テ本契約不履行ノ場合ハ催告シ之ニ應セサルトキハ甲ハ何時

タリトモ本契約ヲ解除シテ保證金ヲ沒收シ又ハ甲ニ於テ適宜執行シ其費用并

ニ損害ハ保證金ヨリ引去リ尙不足アルトキハ追徴スルモノトス

第十四條 傳染病毒潜伏ノ虞アリト認ムルトキハ又ハ加工處分ヲ必要ト認ムルトキハ甲ハ其汲取區域ヲ指定シテ乙ニ對シ加工處分ヲ要求シ又ハ甲自ラ爲シ

若クハ第三者ヲシテ爲サシムルコトヲ得

第十五條 前條ニ依リ甲若クハ第三者ニ於テ爲シタルトキハ第十條ノ標準ニ基

キ日割計算ヲ以テ算定シ納入金ヲ減額スルモノトス

右契約ヲ證スル爲ノ本書二通ヲ作製シ記名調印ノ上各壹通ヲ所持スルモノ也

明治四十五年六月十七日

定 款

第一章 總 則

第一條 當會社ハ左ノ各項ノ營業ヲナスヲ以テ目的トス

一、名古屋市ノ處分權ニ屬スル尿尿及其他一般尿尿汲取ヲ引受ケ之ヲ販賣ス
ルコト

一、汚物掃除ノ請負ヲナスコト

一、人造肥料ヲ製造シ之ヲ販賣スルコト

第二條 當會社ノ商號ヲ興農株式會社ト稱ス

第三條 當會社ノ營業所ハ之ヲ名古屋市東區小市場町四丁目拾九番地ニ設置ス

第四條 當會社ノ存立時期ハ設立ノ日ヨリ向フ滿參拾ケ年トス

但シ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ伸縮スルコトヲ得

第五條 當會社ノ債務ハ當會社ノ財産ノ限度ヲ以テ之ヲ辨償ス

第六條 公告ハ本店所在地ヲ管轄スル登記所ノ商業登記公告ニ用ユル新聞紙ニ

登載シテ之ヲ爲ス

第二章 資本及株式

第七條 當會社ノ資本總額ハ金三十萬圓トシ之ヲ六千株ニ分チ一株ノ金額ヲ五
拾圓トス

第八條 當會社資本ノ増減及其方法ハ株主總會ノ決議ニ依ル

第九條 當會社ノ株券ハ五拾圓ノ壹種ニシテ壹株毎ニ一通ヲ發シ第壹回株金拂込ノ上其ノ登記ヲ受ケタル後假株券ヲ交付シ株金全額拂込ノ後本株券ト引換フルモノトス

第十條 株式壹株ニ對スル第壹回ノ拂込金額ハ金拾貳圓五拾錢トシ以後ニ於ケル拂込ノ期日及金額ハ取締役會ノ決議ニ依ル

株金ノ拂込ハ當會社又ハ當會社カ指定シタル場所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十一條 株金拂込ヲ怠リタル株主ハ其期日ノ翌日ヨリ拂込ノ日マテ其滯納金額百圓ニ付キ一日金四錢宛ノ違約金及ヒ其滯納ニ因リテ生シタル費用其他ノ損害ヲ賠償スルコトヲ要ス

第十二條 株式ヲ移轉シタルトキハ書換請求書ニ當事者連署シ株券ヲ添ヘ名義

書換ノ手續ヲナスヘシ

家督相續若クハ遺產相續等ノ場合ニ於テ書換請求書ニ連署スヘキ讓渡人ナキ

トキハ取得者ノミニシテ名義書換ノ請求ヲ爲スコトヲ得

但其實事ヲ證明スルコトヲ要ス

第十三條 株券ヲ汚損シ又ハ喪失シタルトキハ其事由ヲ詳記シテ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

當會社ニ於テ必要アリト認ムルトキハ汚損又ハ喪失ノ事實ヲ調査シ又ハ其證明ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ新聞紙ヲ以テ公告シ其費用ハ之ヲ株主ノ負擔トス

第十四條 株主ハ株券ノ名義書換ニ付キテハ株券壹枚ニ付金五錢又新株券交附ニ付キテハ株券壹枚ニ付金貳拾錢ノ手数料ヲ納ムルコトヲ要ス

第十五條 定時株主總會前一ヶ月ヲ超ヘサル期間公告シテ株式ノ讓渡ヲ停止スルコトヲ得

但其公告ハ停止ノ日ヨリ一週間以前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十六條 株主ハ住所及ヒ印鑑ヲ當會社ニ届出ツヘシ變更シタルトキ亦同シ

第十七條 第一回ノ拂込ヲ爲シタルトキハ當會社ハ領收證ヲ交附ス此ノ領收證ハ當會社設立登記後假株券ト引換フヘシ

第十八條 第二回以後ノ拂込アリタルトキハ當會社ハ之ヲ其株券ニ記入シテ拂込濟ヲ證ス

第三章 株主總會

第十九條 定時總會ハ毎年四月ニ於テ之ヲ招集ス

第二十條 株主及ヒ其法定代理人ハ株主以外ノ者ヲ以テ總會ノ代理人ト爲スコ

トヲ得ス

第二十一條 總會ノ決議ハ總資本金ノ五分ノ一以上ニ當ル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス但定款ノ變更解散ノ決議ハ此限リニアラス

第二十二條 出席株主カ前條ノ員數ニ滿タサルトキハ商法第二百九條第二項及

第三項ノ規定ニ依リテ其議決ヲナス

第二十三條 總會ノ議長ハ社長又ハ他ノ取締役之ニ任ス若シ社長及取締役事故アルトキハ株主中ヨリ臨時選任ス

第二十四條 總會ニ出席シタル株主ハ出席名簿ニ署名スルコトヲ要ス但出席者代理人ナルトキハ其旨ヲ附記スルコトヲ要ス

第二十五條 總會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ決議録ニ記載シ議長書記ト共ニ署名捺印シテ保存スヘシ

出席名簿ハ之ヲ決議録ニ連綴スルコトヲ要ス

第四章 取締役及ヒ監査役

第二十六條 取締役ハ拾名監査役ハ五名ヲ以テ定員トス

第二十七條 取締役及ヒ監査役ハ株主總會ニ於テ滿二十五歳以上ノ男子ニシテ且取締役ハ參拾株監査役ハ貳拾株以上ノ株式ヲ所有スル株主中ヨリ之ヲ撰舉ス若シ投票同數ナルトキハ年長者ヲ舉ケ同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム但總會ノ決議ニヨリ投票ニ代ヘ他ノ方法ヲ以テ之ヲ撰舉スルコトヲ得

第二十八條 取締役ノ任期ハ三ケ年トシ監査役ノ任期ハ二ケ年トス

第二十九條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生シタルトキハ補欠撰舉ヲ行フ但現任者ノ數取締役ハ七名監査役ハ參名以下ニ下ラサルトキハ其補欠選舉ヲ次ノ改選期迄延期スルコトヲ得

補欠員ノ任期ハ前任者ノ殘任期トス

第三十條 取締役ハ就職ノ日ヨリ責任解除ノ日マテ其所有ノ株式參拾株ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス

第三十一條 取締役ハ業務執行者二名ヲ互選シ之ヲ正副社長ト稱ス副社長ハ社長ヲ補佐シ社長事故アルキハ其事務ヲ代理ス

取締役ハ豫メ正副社長事故アルトキノ業務執行者一名ヲ互撰スヘシ

第三十二條 取締役ハ重要ノ業務ヲ議決スル爲メ取締役會ヲ組織ス但本會議長ハ社長之ニ任ス

取締役會ハ社長之ヲ招集ス取締役會ハ取締役ノ半數以上出席スルニ非ラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス

取締役會ニ於テ決議シタル事項ハ決議録ニ登載シ取締役之ニ署名捺印スルコ

トヲ要ス

一四〇

第三十三條 取締役會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、諸規則ノ制定

二、不動産ノ買入賣却建物ノ新築増築及ヒ大修繕

三、株主總會ノ招集及ヒ其議ニ付スヘキ議案ノ編成

第三十四條 取締役會ニ於テハ商議員若干名ヲ推撰スルコトヲ得

但商議員ニ關スル規定ハ取締役會ニ於テ之ヲ定ム

第三十五條 社長ハ前各條ニ記載シタル以外ノ業務支配人其他使用人ノ撰任及

ヒ其解任ヲ專行シ取締役會ノ議決ヲ執行ス

第三十六條 役員ノ給料及報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十七條 取締役ハ其任務ヲ怠リタルニ因リテ生シタル損害賠償ノ責ニ任ス

第五章 營業年度及ヒ計算

第三十八條 營業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十九條 每營業年度ノ決算ハ其年度ノ總益金ノ内ニテ經費利息及ヒ損失ヲ

控除シタル殘額ヲ以テ利益金ト爲ス

第四十條 前條ノ利益金ヲ割當ツルコト左ノ如シ

一、準備積立金 利益金ノ十分ノ一以內

二、株主配當金 利益金ノ十分ノ八以內

三、役員以下賞與金 利益金ノ十分ノ一以內

四、後期繰越金

第四十一條 配當金拂渡ノ通知ハ公告ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

配當金拂渡ハ當會社又ハ當會社カ指定シタル場所ニ於テ之ヲ爲ス

一四一

第六章 附 則

一四二

第四十二條 會社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用及ヒ發起人カ受クヘキ報酬ノ金額ハ參千圓以内トス

第四十三條 初期選任ノ取締役ハ明治四十八年四月監査役ハ明治四十七年四月定期株主總會ノ終結ノ日ヲ以テ任期滿了トス

其後ノ取締役及監査役ノ任期ハ改撰シタル株主總會ノ翌日ヨリ改撰期年ノ株主總會終結ノ日マテヲ以テ其在任期間トス

第九 愛知硫酸肥料株式會社目論見書
契約書及定款

目論見書

當會社は大正元年十一月廿六日名古屋市長阪本鈺之助より小西租一に交付せられたる覺書に基き尿尿より硫酸アンモニヤを製造し其廢物を以て各種肥料の製造及購入販賣を以て目的とす

資本金五拾萬圓

内 譯

五千四百圓

工場機械

一萬圓

市ヘノ保證金

五萬圓

特許權

一萬圓

流通資金

一千圓

創立費

一日ノ生産消費對照表

一四三

八百九十一圓九十六錢

總收入

一四四

內譯

六百二十七圓

硫安千百貫、十貫五圓七十錢

二百六十四圓九十六錢

配合肥料千二百五十貫、(窒素^{一〇}五)十貫二圓三十錢

四百八十二圓八十四錢

總支出

內譯

百二十五圓

屎尿千石運搬費但窒素千分ノ五以上ノモノ

六十七圓二十錢

硫酸九百六十貫、十貫七十錢

八圓

含合藥品

二十五圓五十錢

燃料動力費

十八圓

職夫三十名、平均六十錢

七圓

技手事務員

十八圓

荷造費及雜費

三十二圓八十二錢

配合肥料用硫酸四六八貫

四圓二十錢

殘滓五七六貫(工賃)

百六十四圓十六錢

硫安二八八貫

十二圓九十六錢

人夫及荷造費

差引一日利益金四百九圓十二錢

一ヶ年收支對照

收 入

二十九萬四千三百四十六圓八十錢

作業日數三三〇日製造高

支 出

一四五

十五萬九千三百三十七圓二十錢

作業日數三三〇日消費高

三千圓

重役及支配人俸給

差引利益金十三萬二千九圓六十錢

市役所上納金

六萬六千四圓八十錢(利益折半)

殘金

六萬六千四圓八十錢

純益金處分

一萬圓

機械消却金

三千五百圓

法定積立金

三千圓

役員賞與金

三萬七千五百圓

株主配當金(年三割)

一萬二千四圓八十錢

後期繰越金

尿尿加工處分に關する覺書

本市の處分に係る尿尿の内加工的處分を將來創立すべき會社をして受負はしむる目的を以て本職と小西租一との間に於て左の事項を協定す

一、小西租一は尿尿加工處分の經營を目的とする會社を本覺書交付の日より向

ふ二ヶ月以内に設立すべき事

二、會社は本社を本市に設く市の認めたる加工處分を以て獨立の業務とすべき

事

三、市は加工處分に要する一日の尿尿量約一千石に相當すべき街域を定め其尿

尿を會社の任意に汲取らしむる事

四、市は工場設置用地として本市の相當と認めたる土地約二千坪を契約存續期

間會社に對し無償にて貸與すべき事

五、會社は毎年二回決算期毎に其益金を折半して市に提供すべき事但市に提供すべき金額は利益少き場合と雖も明治四十五年六月十七日市と興農會社との間に締結したる契約第十條の標準に依り算定したる金額を下るを得ざる事益金と稱するは會社の収入金より加工に關する生産費を引去りたる残額を謂ふ事

六、會社は本契約成立の一要件として受負保証金一萬圓を市に納入すること

七、會社は汲取に要する人夫器具其他の設備に關しては市の指揮に従ひ風紀衛生上適當なる方法を探る事

八、會社は此覺書に準據し仮契約を締結する事但會社成立前其創立發起人の申出により仮契約を締結することを得此場合に於ては本市の承認したる發起人二名以上連署を要する事

九、仮契約は本市機關の議決を経たる後に於て効力を生ずる事

十、會社は名古屋地方に於て會社の株主又は社員たらんことを希望するものある場合は總資本金額の半額迄の出資を認むべき事

十一、本契約は會社の設立以後に於て之を締結すべき事

十二、本契約期間は其締結の日より向ふ五ヶ年以内とする事

十三、本契約締結後四ヶ月以内に加工に要する設備を完了すべき事

十四、小西租一に於て此覺書に基き諸準備を遂行したる後本市の都合上之を實行するに至らざる場合と雖も本市は何等の責に任せざる事

右覺書二通を作り後日の爲め各壹通宛所持する事

大正元年十一月二十六日

硫酸製造目論見書

三萬五千圓

內 譯

一萬四千圓

七千二百圓

六千八百五十圓

二千五百圓

六百八十圓

千五百圓

二千二百七十圓

鉛板及鉛管

工場建築費

機械一式

煉瓦工事

運搬費

鉛工費

流通金

收支對照表

八十五圓

一日總支出

內 譯

二十四圓

八圓四十錢

二十八圓

九圓

三圓

五圓

三圓六十錢

礦石千五百貫

硝石 十貫

燃料及動力

職工十五名

技手助手各一名

事務員給料

雜費及燈火

收 入

百五圓

硫酸千五百貫

差引一日ノ利益

金二十圓

一ヶ年ノ收支計算

三萬六百圓	總支出
三萬七千八百圓	總收入
差引總利益金七千二百圓	

契約書

名古屋市長阪本鈺之助ヲ甲トシ愛知硫酸肥料株式會社創立發起人益田伊兵衛外六名ヲ乙トシ左ノ事項ヲ契約ス

- 一、別紙契約ニ基ク一切ノ權義ハ愛知硫酸肥料株式會社成立ニ至ル迄乙ニ於テ履行シ會社成立ノ上ハ之ヲ繼承セシメ直ニ本市會社名義ニ改メ之ヲ交換ス
 - 二、會社ノ定款ハ創立總會附議前豫メ市長ノ承認ヲ經ルヲ要ス
- 右契約ヲ証スル爲メ本書二通ヲ作成シ記名調印ノ上各壹通ヲ所持スルモノ也

大正貳年壹月貳拾九日

契約書

名古屋市ト愛知硫酸肥料株式會社トノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 市ハ其處分權ニ屬スル屎尿ノ内別紙區域内ニ於ケル屎尿ノ汲取及運搬ヲ大正二年六月一日ヨリ向フ十ヶ年間會社ヲシテ受負ハシムルモノトス但事業着手後六ヶ月間ニ於ケル屎尿平均一日一千石ニ充タサルコトヲ確認シタル場合ハ相當ノ地域ヲ補充ス會社ハ契約保証金トシテ契約締結ト同時ニ金一萬圓ヲ市ニ納入スヘシ

第二條 市ハ會社ヲシテ前條ニ依ル屎尿ヲ硫酸安母尼亞其他各種肥料製造ノ原料ニ供セシム但他に有益ノ方法ヲ發見シタル場合又ハ硫酸安母尼亞製造ニ伴ヒ必要ナル事業ハ市長ノ承認ヲ經テ之ヲ爲スコトヲ得

第三條 市ハ會社ノ工場用地トシテ別記土地ヲ契約期間内無償ニテ會社ニ貸與ス

第四條 會社ハ契約ノ報償トシテ毎年二回決算毎ニ其益金ノ半額ヲ市ヘ納付スヘシ

但其最高納付金年額ハ六萬五千圓トシ其余ハ會社ノ所得トス

前項納付金ハ如何ナル場合ト雖モ年額金四萬圓ヲ下ルヲ得ス

第一項ノ益金ト稱スルハ會社ノ總收入金ヨリ加工ニ要スル生産費(屎尿汲取運搬ニ關スル

諸費等ニ定ムル目的物ノ製造ニ要スル藥品費、動力費) 公租火災保險料事務員給料ヲ

技術ニ關スル職員ノ給料並ニ職工ノ賃金荷造費其他雜費) 控除シタル殘金ヲ謂フ

本條ノ納付金ハ總會ニ於テ決算書承認後十五日以内ニ完納スルモノトス

第五條 會社ハ屎尿ノ汲取方法ニ關シテハ明治四十五年二月愛知縣令第二十二

號ニ依ルノ外左ノ各號ヲ遵守スルモノトス但公設便所ニ對スル防臭劑ノ撒布ハ市ニ於テ之ヲ行フ

一、屎尿貯溜所容積ハ一萬五百石ヲ下ルコトヲ得ス

二、貯溜所ニハ看守人ヲ常置シ取締ニ當ラシムルト同時ニ常ニ清潔方法ヲ嚴行シ衛生上毫無危害ナカラシムルヲ要ス

三、屎尿ノ汲取及運搬方法其容器並ニ運搬器具等ノ種類構造員數ハ市長ノ指示スル所ニ從フヘシ

四、會社ハ市長ノ指示ニ從ヒ汲取人ヲ常置シ懈怠ナク汲取並ニ運搬ヲ實行スヘシ

五、汲取人ノ服裝ハ市長ノ指示ニ從ヒ一定スヘシ

六、屎尿ノ汲取及運搬ハ親切丁寧ヲ旨トシ毫無不都合ノ所爲アルヘカラサル

ハ勿論汲取人ハ汲取後其周圍ヲ適當ニ掃除シ清潔ナラシムヘシ

七、法令ノ改廢監督官廳ノ命令又ハ市長ニ於テ汲取及運搬方法ノ改善ヲ必要ト認メタルトキハ會社ニ對シ之カ施行ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 會社ハ工場ノ設備並ニ尿尿貯溜所ノ位置及構造方法ハ豫メ市長ノ承認ヲ受クヘシ

第七條 會社ハ其定款ヲ變更シ又ハ社債ヲ起サントスルトキハ豫メ市長ノ承認ヲ受クヘシ

但社債ノ總金額三萬圓ヲ超過セサル場合ハ此限リニアラス

第八條 會社ハ決算期毎ニ總會招集前事業ノ成績及計算ヲ報告シ市長ノ承認ヲ受クヘシ

第九條 市ハ會社ノ業務ヲ監督スル爲メ何時タリトモ事業ノ報告ヲ徴シ又ハ帳

簿並ニ諸般ノ文書ヲ檢閲スルコトヲ得

第十條 會社ハ契約期間中其營業及之ニ必要ナル物件ヲ有償ト無償トヲ問ハス他ニ讓渡セントスルトキハ市ノ承認ヲ受クヘシ

第十一條 會社ハ本契約締結ノ日ヨリ滿三ヶ年經過ノ後市ノ希望ニ依リ會社ノ營業及之ニ必要ナル物件全部ノ買收ニ應スヘキモノトス前項買收金ハ左ノ標準ヲ平均シタルモノヲ價格トス

一、名古屋株式取引所ニ於ケル會社株式ノ前三年間ノ平均相場

二、前六回ノ決算期ニ於ケル會社ノ配當ヲ平均シタル年額ノ十五倍

第十二條 第一條ニ定ムル區域外ノ尿尿汲取及運搬並ニ加工處分ヲ命シタルトキハ會社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

本市ノ處分權ニ屬スル全部ノ尿尿汲取及運搬並ニ加工處分ヲ命シタル場合ニ

於テハ第一條ノ保証金及第四條ノ最低報償納付金年額ハ其際協定ス

第十三條 法令ノ改廢ニ因リ本契約ヲ解除シタルトキハ第四條ノ報償納付金ハ

日割計算トシ會社ノ損害ニ對シ市ハ賠償ノ責ニ任セス

第十四條 市ニ於テ正當ト認ムル事由ナクシテ會社カ本契約ヲ履行セサル場合
ハ之ヲ催告シ尙ホ應セサルトキハ市ハ何時タリトモ本契約ヲ解除シテ保証金
ヲ沒收シ又ハ市ニ於テ會社ニ代リ適宜處分ヲナシ其費用並ニ損害ハ保証金ヨ
リ引去リ尙ホ不足アルトキハ追徴スルモノトス

愛知硫酸肥料株式會社尿尿汲取區域町名

玉屋町、下長者町、島田町、桶屋町、伊倉町、下園町、園井町、本重町、袋町
傳馬町、富澤町、針屋町、鶴重町、朝日町、小市場町、蒲燒町、東本重町、東
袋町、寶町、宮町、神樂町、榮町、住吉町、南伊勢町、南吳服町、南大津町、

南鍛冶屋町、南久屋町、南武平町、月見町、大阪町、矢場町、春日町、三輪町
小林町、上前津町、鐵砲町、南桑名町、末廣町、南伏見町、門前町、南園町、
白川町、八百屋町、新柳町、横三ツ藏町、入江町、南長島町、岩井町、富岡町
音羽町、若松町、常盤町、城代町、東角町、花園町、吾妻町、金澤町、日ノ出
町、前塚町、天王町、橋町、下日置町、下茶屋町、東橋町、古渡町、伊勢山町
東古渡町、東古渡、不二見町、下前津町、蛭子町、梅川町、飴屋町、裏門前町
東陽町(自一丁目至三丁目)、東川端町、西川端町、大池町一、二丁目、熱田新尾
頭町、熱田尾頭町、熱田旗屋町、熱田東町(大喜道以北)

計八十三ヶ町

汲取區域外ニシテ硫酸會社ニ販屬セシムル公設便所左ノ如シ

古郷町蛭子町角 一ヶ所

上日置町金澤町角 一ヶ所
七間町宮町角 一ヶ所

定 款

第壹章 總 則

第壹條 當會社ハ株式組織ニシテ愛知硫酸安肥料株式會社ト稱ス

第貳條 當會社ハ硫酸安母尼亞及硫酸並ニ各種肥料ノ製造販賣ヲ營ムヲ以テ目的トス

第參條 當會社ハ本店ヲ名古屋市南區熱田東町字伊勢木ニ置ク

第四條 當會社ノ存續ノ期間ハ設立ノ日ヨリ貳拾ケ年トス
但シ株主總會ノ決議ヲ以テ伸縮スルコトアルヘシ

第五條 當會社ノ公告ハ所轄裁判所ノ公告ヲ爲ス壹新聞紙又ハ數紙ニ之ヲ掲載ス

第貳章 資本及株式

第六條 當會社ノ資本總額ハ金五拾萬圓トシ之ヲ壹萬株ニ分チ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第七條 當會社ノ株券ハ記名式トシ拾株券五株券ノ貳種トス

第八條 株金拂込期間ニ於テ拂込ヲ怠リタル株主ハ其ノ期日ノ翌日ヨリ現ニ拂込ヲ爲ス日迄延滞金額ニ對シ金壹百圓ニ對シ壹日金四錢ノ割合ヲ以テ利息ヲ仕拂フヘシ

第九條 株式ノ賣買讓與ヲナサントスルキハ其株券ノ裏面ニ双方記名捺印シ名義書換へ請求書ト共ニ之ヲ當會社ニ差出スヘシ當會社ハ株主名簿ニ登録ノ上

株券裏面ニ記入捺印シ株式ノ移轉ヲ証認ス此ノ手續ヲ了セザル間ハ當會社ニ對シ株式移轉ノ効ナキモノトス

第拾條 法律ノ結果又ハ相續ニヨリ適法ニ株式ヲ收得シタルモノハ其理由ヲ證明シ書換ヲ請求スベシ

當會社ハ前條ニ準シ株式移轉ヲ認証ス株主氏名變更シタルキハ亦同シ

第拾壹條 株券ヲ紛失又ハ燒失シ新株券ヲ請求スルモノハ請求書ニ確實ナル保証人貳名ヲ立テ且事實ヲ證明スベキ書面ヲ添ヘ公告ニ要スル費用ヲ預納スベシ當會社ハ名古屋市又ハ其他ノ地方ニ於テ必要ト認ル新聞紙ニ三日以上十日以内公告ヲナシ其後參拾日ヲ經過スルモ發見セザルキハ新株券ヲ交付スヘシ但シ會社ニ於テ擔保ヲ必要ト認ムルキハ請求人ハ一定ノ期間相當ノ擔保ヲ當會社ニ供託スベシ

第拾貳條 株券ヲ磨滅毀損シタルトキハ請求書ニ舊株券ヲ添ヘ其引換ヲ請求スル事ヲ得

第拾參條 株券ノ書換ニ付テハ株券壹枚ニ付金五錢新株券交附ニ付テハ舊株壹枚ニ付キ金貳拾五錢株券ノ讓渡賣買登錄ニ付テハ金五錢ノ手数料ヲ徴收ス

第拾四條 株主ハ印鑑及氏名住所ヲ當會社ニ届出スベシ之ヲ變更シタルキ亦同シ

株主住所ヲ變更シタルキハ其都度當會社ニ届出ス可シ株主ノ住所ガ外國ニアルキハ日本國內ニ於テ通知ヲ受クベキ場所ヲ定メ當會社ニ届出スベシ
前項ノ届出ヲ怠リタル株主ハ之ガ爲ノ損害ヲ生ズル事アルモ異議ヲ唱フルヲ得ザルモノトス

第拾五條 定時總會前參拾日以内ニ限り公告シテ株券ノ書換ヲ停止スル事ヲ得

第參章 株主總會

一六四

第拾六條 株主總會ヲ分チテ定時臨時ノ貳種トス

定時總會ハ毎年壹月及七月ニ招集シ臨時總會ハ取締役又ハ監查役ニ於テ必要ト認ムルキ若クハ資本總額拾分ノ參以上ニ當ル株主ヨリ請求アリタルトキ之ヲ招集ス

第拾七條 定時總會ハ取締役ノ提出スル書類及監查役ノ報告ヲ調査シ且ツ配當ヲ決議シ滿期若クハ補缺ニ付キ改選スベキ取締役監查役ヲ選舉シ臨時總會ハ臨時必要ノ事項ヲ決議ス

第拾八條 株主議決權ハ壹株毎ニ壹個トス

第拾九條 總會ニ自ら出席セザル株主ハ他ノ出席株主ニ限リ之ニ委任狀ヲ交附シテ代理セシムル事ヲ得

第貳拾條 總會ノ議長ハ社長又ハ專務取締役之ニ任シ若シ差支アリタルキハ他ノ取締役之ニ代ルベシ 但シ取締役ガ總テ差支アリタルカ又決議事項ガ自身ニ關スルモノナルキハ出席株主中ヨリ之ヲ選舉スルコトヲ得

第貳拾壹條 總會ノ決議ニ付可否同數ナルキハ議長ノ決スル所ニヨリ議長其ノ議決權ヲ行フ事ヲ妨ゲズ

第貳拾貳條 總會ノ決議ニヨリ會期ヲ延期シ會場ヲ轉ズルヲ得 但延期會議ニ於テ新議案ヲ議スル事ヲ得ス

第貳拾參條 總會ニ於テ決議シタル事項ハ議事録ニ登載シ議長取締役監查役之ニ記名捺印シテ保存スベシ

第四章 役員

第貳拾四條 當會社ニ取締役五名以上監查役參名以上ヲ置ク

一六五

第貳拾五條 取締役ハ壹百株監査役ハ壹百株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第貳拾六條 取締役ノ任期ハ參ケ年監査投ノ任期ハ貳ケ年トス初期ノ取締役ハ六期ノ決算期ヲ以テ任期トス監査役ハ四期ノ決算ヲ以テ任期トス但シ再選ヲ妨ケズ

第貳拾七條 取締役中ヨリ社長壹名專務取締壹名ヲ各互選スベシ 但シ社長ハ會社ヲ代表シ社長事故アルトキハ專務取締役之ニ代ル

第貳拾八條 取締役ハ就任ノ際其所有ノ株券參百株ヲ監査役ニ供託シ監査役ハ之ヲ銀行ニ保管シ預リ證ヲ交附スベシ取締役退任スルモ其期ノ決算ヲ終ヘ株主總會ノ承認ヲ經タル上ニアラザレバ之ヲ返還セザルモノトス

第貳拾九條 取締役監査役ニ缺員ヲ生シタルキハ株主總會ヲ召集シ補缺選舉ヲ

行フベシ

但シ法定ノ人員ニ下ラズ且事務差支ナキキハ次期總會迄延期スルコトヲ得補缺選舉ヨリ當選シタルモノ、任期ハ前任者ノ殘期間トス

第參拾條 會社ノ業務ハ取締役會ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第參拾壹條 取締役會ノ決議ヲ以テ若干ノ顧問又ハ相談役ヲ置ク事ヲ得

第參拾貳條 取締役及監査役ノ報酬ハ年額金五千圓以内トシ顧問又ハ相談役ノ報酬ハ取締役會ニ於テ之ヲ定ム

第參拾參條 當會社ノ取締役ハ同一ノ商行爲ヲ爲ス他ノ會社ノ業務擔當社員トナルモ妨ゲナシ

第五章 決算

第參拾四條 當會社ハ毎年六月乃至拾貳月末日ヲ以テ決算期トス

第參拾五條 當會社ノ損益決算ハ每期總收入金ヨリ總支出金缺損金ヲ控除シタル殘額ヲ純益金トシテ之ヲ左ノ如ク配布ス

- 一、百分ノ五以上 特別積立金
- 二、百分ノ五以上 法定積立金
- 三、百分ノ拾以內 役員賞與金
- 四、殘額金ハ株主總會決議ニ基キ配當スルモノトス

第參拾六條 配當金ハ各株券ノ額面金額ニ應シ總會終了ノ日ヨリ拾五日以內ニ毎期末日現在ノ株主ニ配當スルモノトス

以 上

大正元年十二月十日

第十 愛知肥料購買合資會社の契約書及定款

尿尿汲取附帶契約

名古屋市ヲ甲トシ愛知肥料購買合資會社創立發起人鬼頭吉次郎外十六名ヲ乙トシ其連帶責任ヲ以テ尿尿汲取ニ關シ左ノ附帶契約ヲ締結ス

第一條 別紙契約書ニ因ル愛知肥料購買合資會社ノ權利義務ハ其會社成立ニ至ル迄乙ニ於テ履行又ハ行使シ會社成立ノ上ハ直ニ之ヲ繼承セシムルモノトス

第二條 會社ノ定款ハ豫メ市長ノ承認ヲ受クベシ

第三條 乙ハ本契約締結ノ日ヨリ三ヶ月以內ニ會社ヲ成立セシメ該會社ト更ニ別紙ト同一ノ契約書ヲ交換スルモノトス

第四條 乙ニ於テ本契約ニ違背シタルトキハ別紙契約第五條ノ保證金ヲ甲ニ沒

收ス

第五條 契約履行開始ノ期日ハ少シモ七日以前ニ甲ヨリ通告スルモノトス

第六條 本契約ハ市會ノ議決ヲ經テ効力ヲ生ズ

右契約ヲ證スル爲メ本書ニ通ヲ作り各一通ヲ所持スルモノナリ

大正三年八月六日

契 約 書

名古屋市ヲ甲トシ愛知肥料購買合資會社ヲ乙トシ名古屋市ノ處分權ニ屬スル尿尿汲取ニ關シ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 乙ハ甲ト愛知硫安肥料株式會社トノ間ニ締結シタル尿尿汲取契約解除ノ場合ニ於テ別紙區域内ノ尿尿ヲ汲取ルモノトス
但汲取區域内ノ(一)熱田神宮(二)警察署、郡役所以外ノ官廳(三)官立學校(四)停車場

(五)市ノ住民ニシテ從來ノ慣行ニ依リ自家耕作物ノ肥料ニ供スル部分ノ尿尿ヲ除ク

第二條 乙ハ尿尿代トシテ壹ケ年金四萬圓ヲ甲ニ納付スベシ尿尿代ハ第十四條ノ場合ヲ除クノ外如何ナル事由アルモ減額ヲ請求スルコトヲ得ズ 但初壹ケ年ニ限り年額ノ參分ノ壹ヲ減ス

第貳年度以後ノ尿尿代金ハ初年度ノ實蹟ニ依リ第貳年度初月内ニ於テ更ニ之ヲ協定スヘシ

尿尿代ハ貳期ニ分チ七月三十一日一月三十一日ニ各半額ヲ納付スルモノトス 但第一回ノ計算期六ヶ月ニ滿タザルトキハ第壹項ノ金額ヲ日割計算トス

第三條 本契約ノ存續期間ハ滿五ケ年トス

第四條 乙ハ尿尿汲取方法ニ關シ明治四十五年二月縣令第貳拾貳號及左ノ各號

- ヲ遵守スルモノトス 但公設便所ニ施行スル防臭劑撒布ハ甲ニ於テ之ヲ爲ス
- 一、市内ニ事務所ヲ設ケ汲取ニ關スル諸般ノ事務ヲ取扱フベシ
事務所ニハ必ズ電話ヲ架設スベシ
 - 二、事務所ニハ事務員及汲取人夫若干名ヲ常置シ且汲取ニ要スル器具車輛等ヲ
準備シ尿尿停滯ノ通知ヲ受ケタルトキハ直チニ處置スベシ
 - 三、尿尿ノ汲取ハ親切丁寧ヲ旨トシ毫モ不都合ノ行爲アルベカラザルハ勿論汲
取人ハ汲取後其周圍ヲ適當ニ掃除シ清潔ナラシムベシ
 - 四、事務所貯溜所ノ位置并ニ構造方法ハ豫メ甲ノ承認ヲ受クルヲ要ス
 - 五、尿尿ノ汲取ニ關シテハ第參者ノ所爲ト雖モ乙ニ於テ其責ニ任スベキモノト
ス
 - 六、法令ノ改廢監督官廳ノ命令又ハ甲ニ於テ汲取方法ノ改善ヲ必要ト認メタル

トキハ甲ハ乙ニ對シ之ガ施行ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 乙ハ契約履行保證金トシテ金六千圓ヲ本契約締結後十日以内ニ甲ニ納
付スベシ

第六條 乙ハ會社ノ定款ヲ變更シ又ハ資本金ヲ増減シ若クハ社債ヲ起サントス
ルトキハ豫メ甲ノ承認ヲ受クルヲ要ス

第七條 甲ハ乙ノ業務ヲ監督スル爲メ何時タリトモ事業ノ報告ヲ徴シ又ハ帳簿
并ニ諸般ノ文書ヲ閱覽スルコトヲ得

第八條 乙ハ毎計算期經過後二十日以内ニ損益計算并ニ事業成績ヲ甲ニ報告ス
ベシ

第九條 乙ガ第參者ト尿尿ノ取引ヲ爲ス場合ハ其尿尿代ノ標準ハ大人ハ壹ケ年
金五拾錢以下小人(十歳未満ハ之ヲ除ク)ハ其半額以下ニ下スコトヲ得ス

特殊ノ事情ニ依リ前項ノ標準ヲ變更スルノ必要アルトキハ甲ノ承認ヲ受クルヲ要ス

第十條 乙ニ於テ尿尿汲取ヲ怠リタルトキハ甲ニ於テ施行シ其尿尿ヲ甲ニ沒收シ費用ハ乙ヨリ徴收ス

甲ニ於テ乙ノ尿尿汲取不充分ト認ムルトキハ催告シ尙ホ之ニ應ゼザルトキハ前項ニ依ル

第十一條 甲ニ於テ乙ガ正當ノ理由ナクシテ本契約ヲ履行セザルモノト認メタルトキハ之ヲ催告シ尙ホ之ニ應ゼザルトキハ甲ハ何時タリトモ契約ヲ解除スルコトヲ得

前項契約解除ノ場合ハ甲ハ乙ノ保證金ヲ沒收シ尙ホ損害ヲ生シタルトキハ乙ニ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第十二條 法令ノ改廢又ハ監督官廳ノ命令ニ依リ契約ヲ履行スルコトヲ得ザルトキ又ハ第二條第二項ノ協定調ハサル場合ニ於テハ本契約ヲ解除シ乙ノ損害ニ對シ甲ハ賠償ノ責ニ任ゼズ

第十三條 甲ハ尿尿處分ノ都合上必要アリト認ムルトキハ乙ト協定シ第一條ノ區域ヲ増減變更スルコトアルベシ

第十四條 乙カ天災地變、傳染病流行、尿尿自家用者ノ増加汲取方法改良命令ノ實行其他正當ノ事由ニ因リ一廉ニ對シ貳百圓以上ノ損害ヲ受ケタルコトヲ甲ニ於テ承認シタルトキハ甲ハ該損害ニ相當スル金額ヲ第二條ノ納付金ヨリ控除スベシ

第十五條 本契約ハ市會ノ議決ヲ經テ効力ヲ生ズ
右契約ヲ證スル爲メ本證二通ヲ作り各一通ヲ所持スルモノナリ

愛知肥料購買合資會社定款

第一款 總 則

第一條 本會社は名古屋市の處分權に屬する尿尿の汲取を引受け之を取得し販賣するを以て目的とす

第二條 本會社の商號は愛知肥料購買合資會社と稱す

第三條 本會社の本店は愛知縣名古屋市中區古澤町一ノ四に設置す

但業務の都合上支店或は出張所を設くる事あるべし

第四條 本會社資本の總額は金壹萬圓とし定款作成と同時に拂込むものとす

第二款 社員出資額及責任

第五條 各社員の出資額責任及び其氏名住所左の如し

第三款 役 員

第六條 本會社は社員中より業務執行社員貳名を設け壹名は社長壹名は會計主任に當る孰れも無限責任社員とし且會社を代表す

第七條 本會社に常設委員を置き本會社創立發起人を以て之に充つ

第八條 常設委員は尿肥料徵集上に關する一切の責任を負擔す

第九條 本會社に支配人を置き社長を代理せしむることあるべし支配人の選任は無限責任社員之を決するものとす

第十條 業務執行社員支配人常設委員及特別の功勞ありたるもの、手當又は慰勞金は常設委員會の諮議を経之を決定するものとす

第十一條 社長は商業使用人を任免し其給額を定む

第十二條 本會社は其の創立を主唱せられたる石川久兵衛氏を名譽顧問とし業務執行上に關する一切の事項に就きて賛同を経るものとす